

**飛驒市**  
**子ども・子育て支援事業計画**  
**(令和2～6年度)**

**令和2年3月**

**飛 驒 市**



**第1章 計画策定の背景と趣旨**

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画期間	2
5	計画策定体制	2

**第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題**

1	子どもと家庭の状況	3
2	ニーズ調査から見られる飛騨市の子育て家庭の状況とニーズ	12

**第3章 計画の基本的な考え方**

1	基本理念	20
2	基本目標	21
3	計画の体系	24

**第4章 子ども・子育て支援関連施策の評価**

1	全体の達成状況	25
2	個別の事業評価	26
3	事業の点検・評価と達成状況の報告	31

**第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業**

1	教育・保育提供区域の設定	32
2	各年度の教育・保育の量の見込みと確保方策	33
3	各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	36
4	教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組	51
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	53

**第6章 子ども・子育て支援関連施策**

1	「子どもからの視点」に基づく施策の展開	54
2	「保護者からの視点」に基づく施策の展開	62
3	「地域からの視点」に基づく施策の展開	76
4	「飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開	87

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

## 1 計画策定の背景

---

急速な少子化高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響をもたらすものとして懸念されています。また、核家族化の進行、女性の社会進出、就労環境の変化など、子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。

その後も進行する少子化に対し、国では、出産・子育て・就労を一体的に社会が支援する社会環境づくりや施策について、平成19年の『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を経て検討され、平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、それに基づく「子ども・子育て新制度」（以下、「新制度」という。）が創設されました。

新制度では、子育てをめぐる諸課題の解決をめざし、地方自治体が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていただけるようになります。また、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、基礎自治体としての飛騨市（以下「本市」という。）の権限と責任が大幅に強化されることになりました。

## 2 計画策定の趣旨

---

国の少子化対策と連動して、本市においても、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「飛騨市次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）」を、平成22年3月には「飛騨市次世代育成支援対策推進後期行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備の推進を図ってきました。

さらに、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月からの新制度スタートに合わせて、平成27年3月に「飛騨市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年度まで）」を策定しました。この計画が終期を迎えることから、本市において、平成31年1月に「飛騨市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、平成31年度中に「飛騨市子ども・子育て支援事業計画（第2期：令和2年度から令和6年度）」を策定し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、この計画は、これまで本市が取り組んできた「飛騨市次世代育成支援対策推進後期行動計画」を継承しながら、様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、飛騨市総合政策指針をはじめとした他の計画との整合性を図って推進していきます。

### 4 計画期間

本計画の期間は、飛騨市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年度まで）が終期を迎えた後の令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



### 5 計画策定体制

この計画は、「飛騨市子ども・子育て会議」において、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、国から示された調査項目及び集計方法に基づき潜在需要も含めて結果を分析し、策定しました。

## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

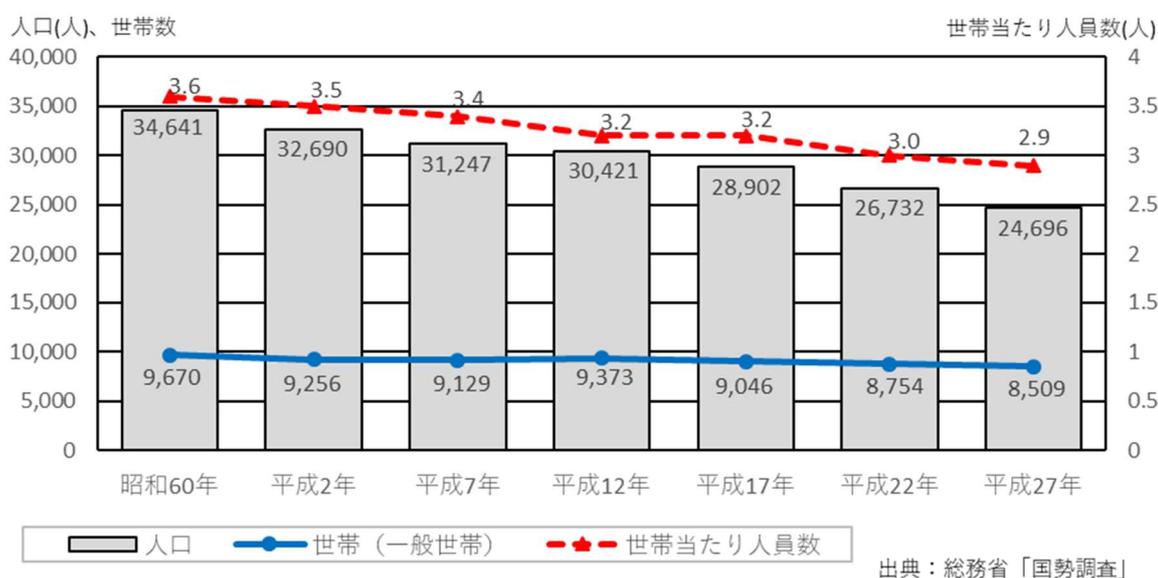
## 1 子どもと家庭の状況

### (1) 飛騨市の人口及び世帯数の状況

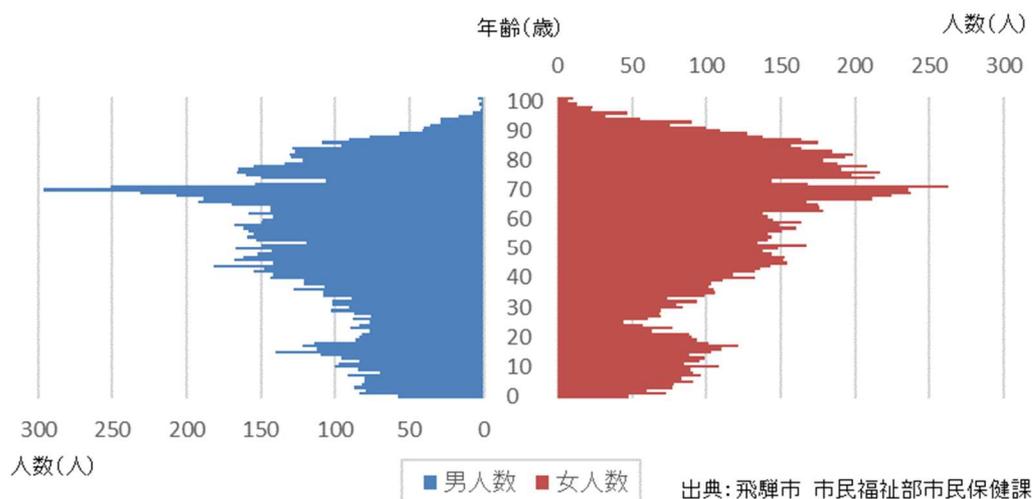
#### ① 人口・世帯

本市の人口<sup>1</sup>は近年減少し続けています。人口の減少ペースに比べ、一般世帯数<sup>2</sup>は緩やかな減少傾向が続いており、昭和60年に3.6人だった世帯当たり人員数は平成27年には3.0を下回るまでに低下しています。年齢による住民基本台帳の人口は4年制大学を卒業する頃の年代が少なくなっています。

■図 第1-1-1：飛騨市の人口、世帯数及び世帯当たり人員数の推移



■図 第1-1-2：飛騨市の人口ピラミッド (H31.4.1時点)

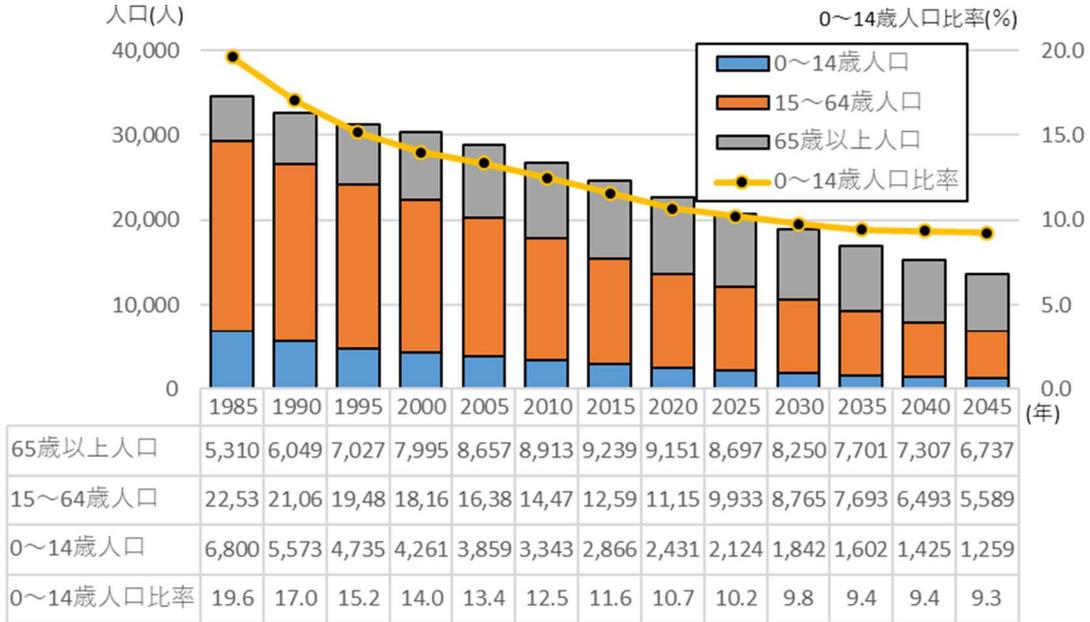


<sup>1</sup> 平成12年以前は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数

<sup>2</sup> 一般世帯は病院、社会福祉施設などで生活している世帯を除く

年少人口（0～14歳）は、令和2（2020）年以降も、本市の総人口に占める比率とともに減少し、令和27（2045）年に約1,259人、人口比9.3%になると推計されています。

■図 第1-1-3：飛騨市の年齢階層別人口及び年少人口（0～14歳人口）比率の推移と将来推計

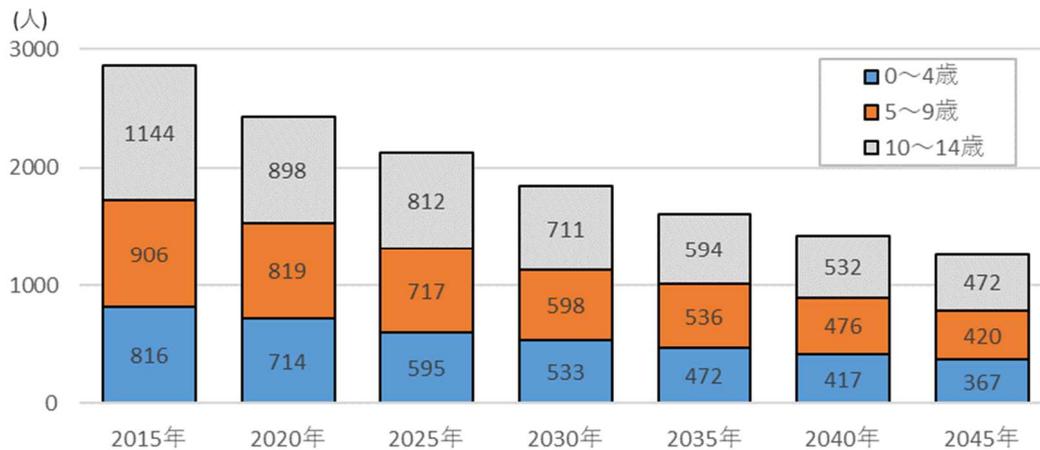


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

## ② 児童の将来推計人口

本市の0～14歳の推計人口は、どの年齢階級も減少傾向が続き、計画を終えた令和7（2025）年には2,124人になり、0～4歳は595人になると推計されています。

■図 第1-1-4：飛騨市の0～14歳の将来推計人口



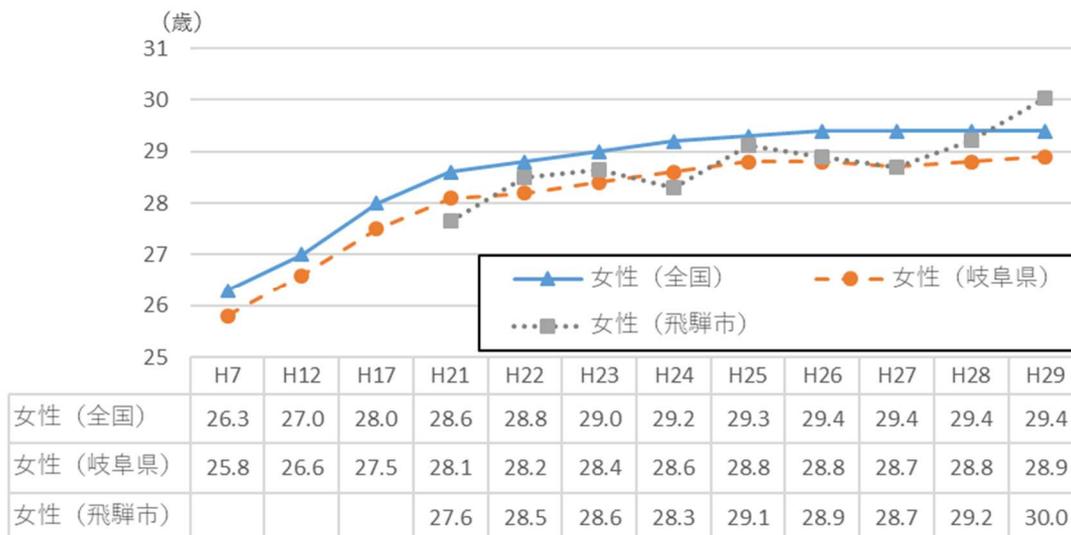
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

(2) 婚姻・出産の動向

① 平均初婚年齢

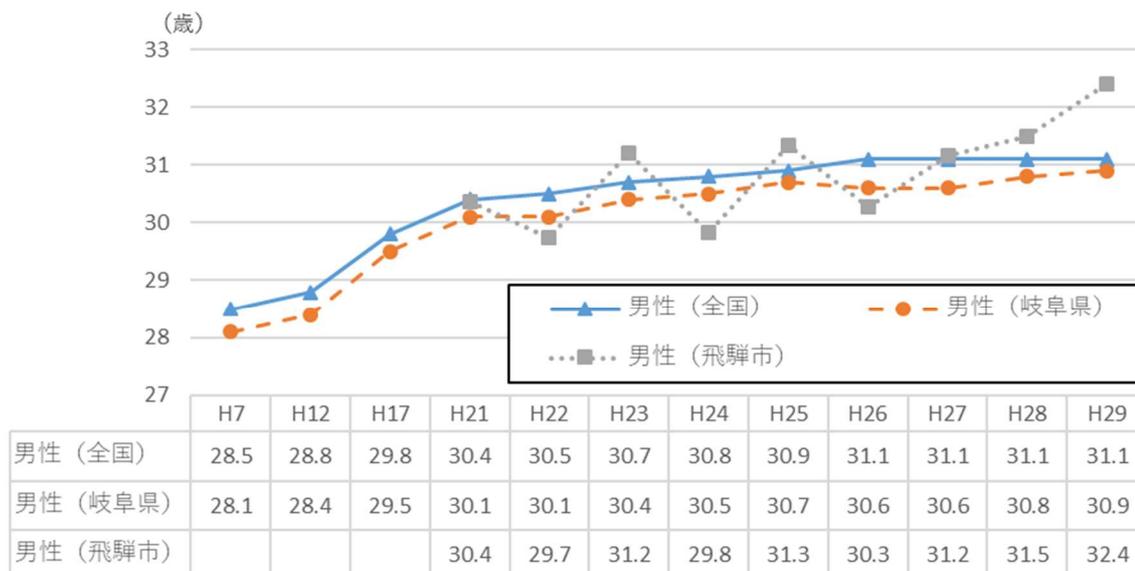
本市の女性の平均初婚年齢は、平成 28 年までは全国平均に比べてやや低かったものの平成 29 年には 30 歳を超えて全国平均を上回りました。男性の平均初婚年齢は平成 29 年に 32 歳を超えて全国、岐阜県の平均を大きく上回りました。

■図 第 1-1-5-1：女性の初婚年齢の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

■図 第 1-1-5-2：男性の初婚年齢の推移

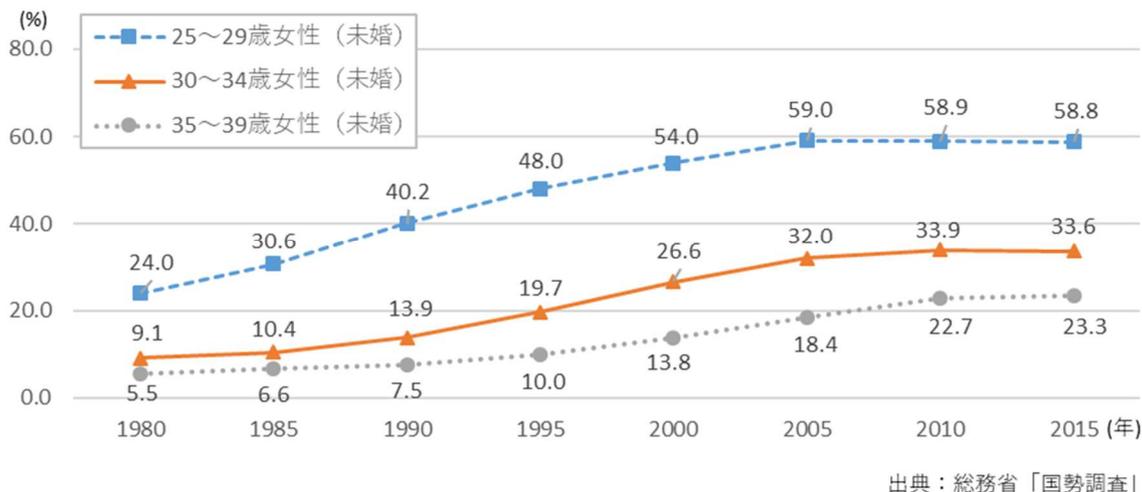


出典：厚生労働省「人口動態統計」

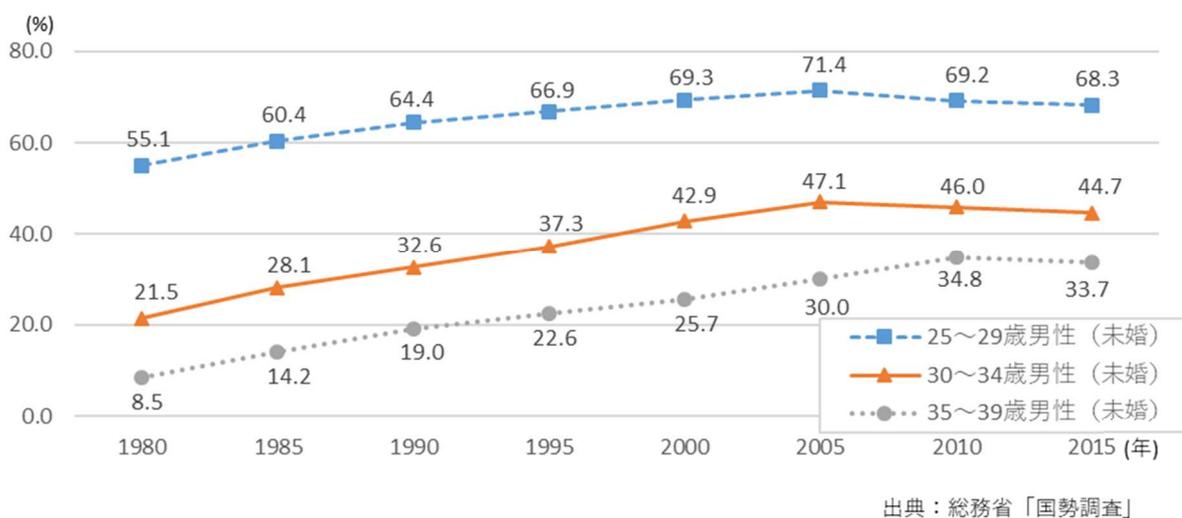
## ② 未婚率

男女別の年齢階層別未婚率（全国平均）をみると、男女ともに平成17年（2005年）の調査以降20代後半、30代前半の年齢階層での未婚率はほぼ横ばいとなっています。しかし、30代後半は平成22年（2010年）の調査結果で上昇し、男女とも依然上昇したままとなっています。

■図 第1-1-6-1：女性の年齢階層別未婚率（全国平均）の推移



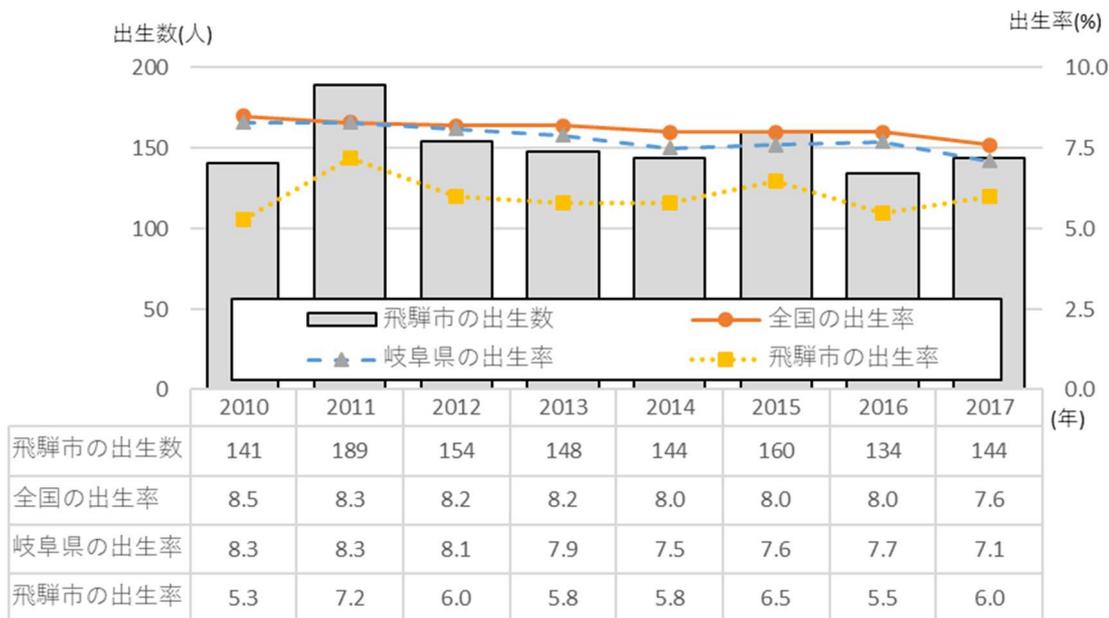
■図 第1-1-6-2：男性の年齢階層別未婚率（全国平均）の推移



③ 出生数および合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成23年（2011年）と平成27年（2015年）に前年に比べ大きく増加が見られましたが、過去8か年の基調としては横ばいないし緩やかな減少傾向にあります。また、本市の出生率（人口千人に対する出生数の割合）は、全国及び岐阜県を下回っています。

■図 第1-1-7：飛騨市の出生数の推移



出典：岐阜県「飛騨圏域の公衆衛生」

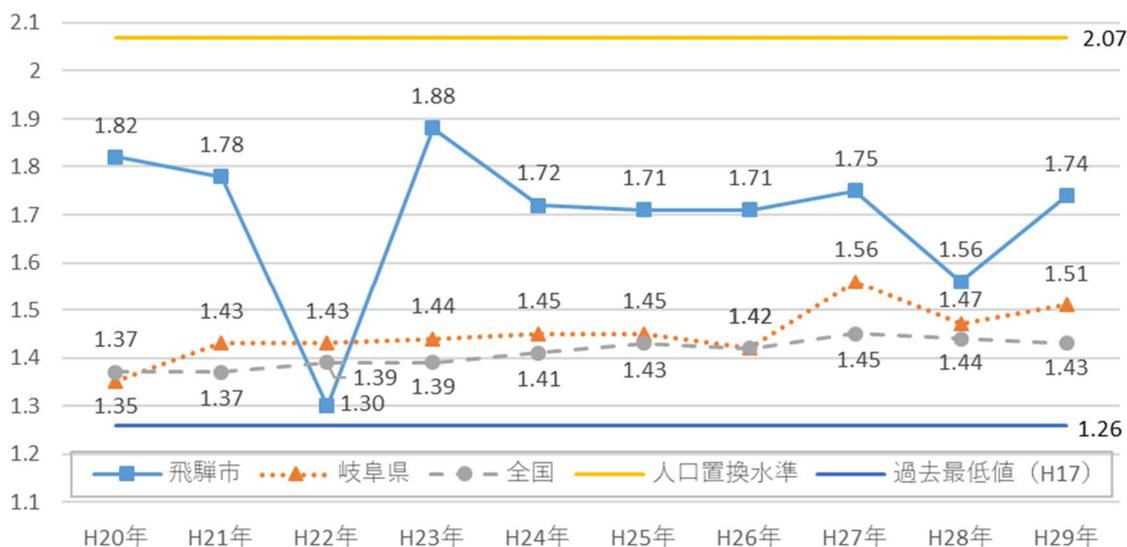
本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの）は、最新の平成29年に1.74と、岐阜県の1.51、全国の1.43を大きく上回っています。昭和63～平成4年の期間以降、飛騨市へ合併後も推移は変化していません。

■表 第1-1-8-1：全国・岐阜県と比較した飛騨市の合計特殊出生率の推移

	昭和63 ～平成4 年	平成5～ 9年	平成10 ～14年	平成15 ～19年	平成20 ～24年	平成25～29年					
						平成25 年	平成26 年	平成27 年	平成28 年	平成29 年	
飛騨市				1.57	1.62	—					
				1.71	1.71	1.75	1.56	1.74			
飛騨市へ の合併自 治体	古川町	1.83	1.74	1.74							
	河合村	1.81	1.73	1.75							
	宮川村	1.77	1.74	1.77							
	神岡町	1.81	1.75	1.65							
岐阜県	1.58	1.50	1.45	1.41	1.49	—					
							1.45	1.42	1.56	1.47	1.51
全国	—	—	1.36	1.31	1.38	—					
							1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

本市の合計特殊出生率は人口置換水準（人口が増加も減少もしない合計特殊出生率の水準）の2.07を上回る年はありませんが、平成22年を除き、全国と岐阜県を大きく上回っています。平成22年は平成20年9月からのリーマンショックにより不況感が強かったためと考えられ、景気の回復傾向が見られ始めてからは再び1.70をほぼ上回っています。

■図 第1-1-8-2：人口置換水準と全国・岐阜県・飛騨市を比較した合計特殊出生率の推移（人）

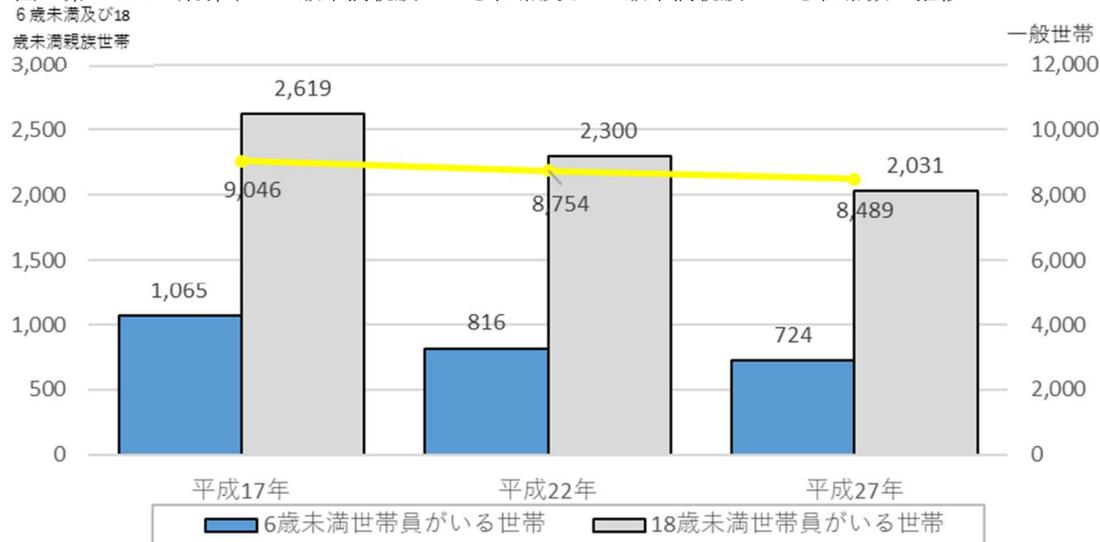


出典：岐阜県「飛騨圏域の公衆衛生」

### (3) 子どものいる世帯の状況

本市の平成27年の一般世帯数は8,489世帯で、そのうち6歳未満親族がいる世帯は724世帯、18歳未満親族がいる世帯は2,031世帯となっています。一般世帯よりも子育て世帯の方が割合として大きく減少しています。

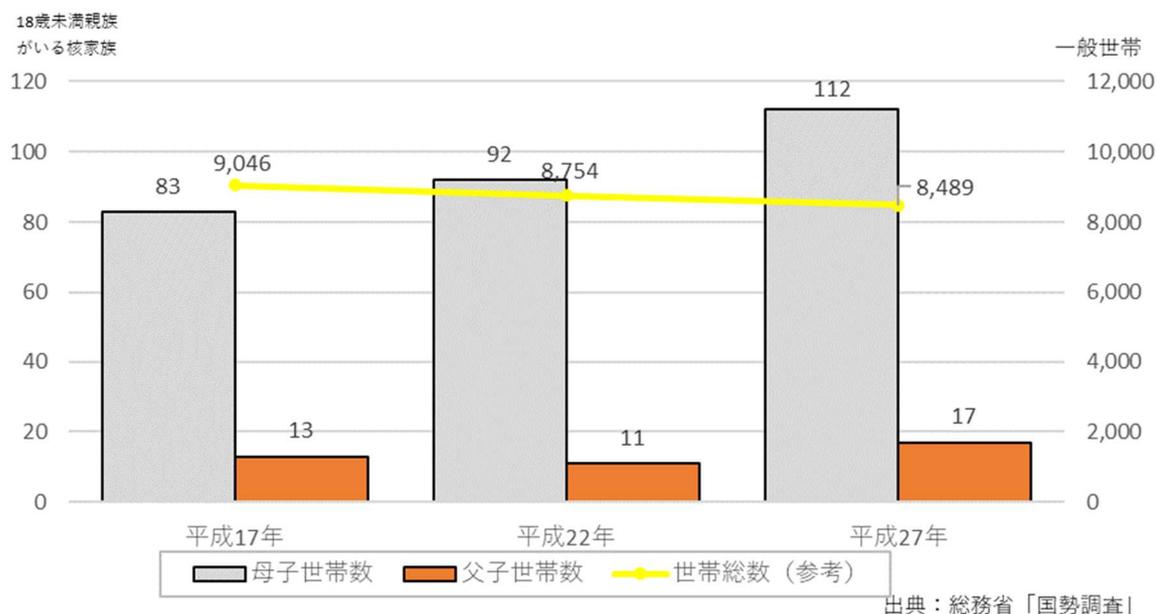
■図 第1-1-9：飛騨市の6歳未満親族がいる世帯及び18歳未満親族がいる世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

18歳未満親族がいるひとり親世帯数は全体の世帯数や子育て世帯数が減少している中で、年々増加しています。

■図 第1-1-10：飛騨市の18歳未満親族がいるひとり親世帯数の推移

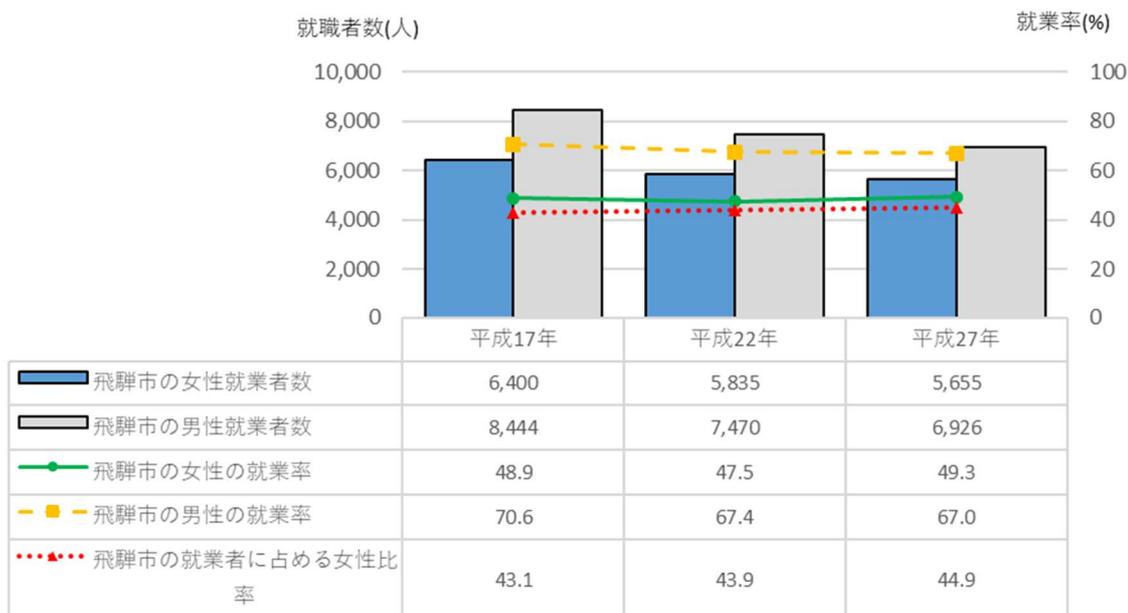


#### (4) 働く女性の状況

##### ① 男女別就業率の推移

本市の就業者数は男性・女性ともに減少傾向にあります。しかし、女性の就業率は前回に比べて増加し、働き手全体の中に占める女性就業者の比率は増加しつつあります。

■図 第1-1-11：飛騨市の就業者数及び男女別就業率の推移

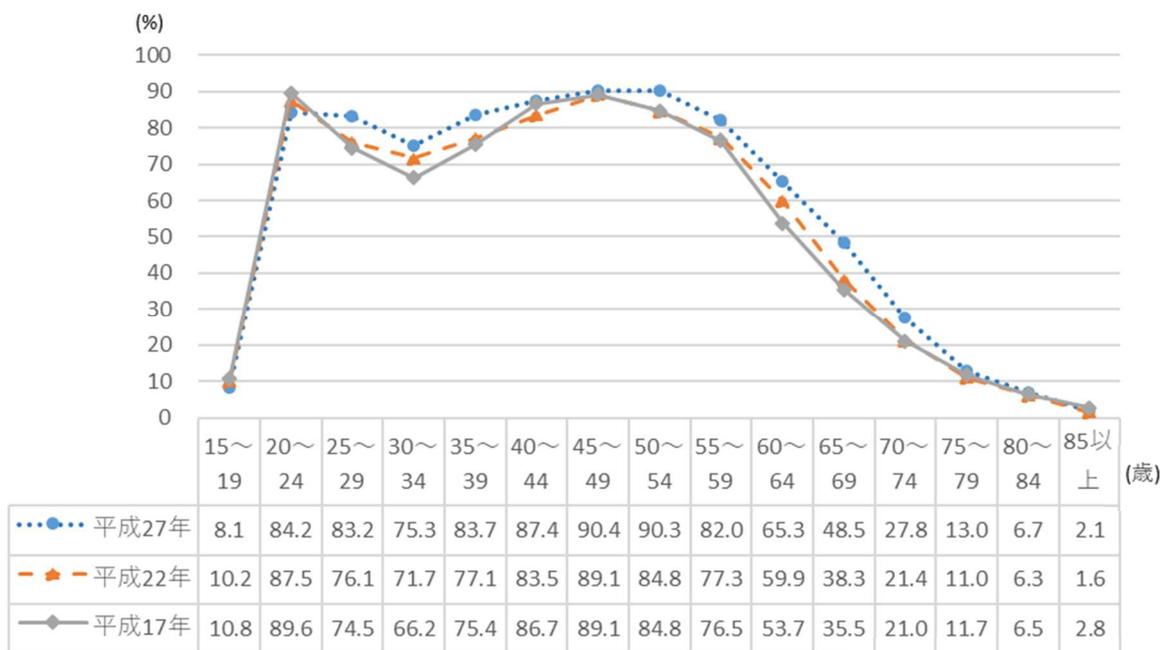


## ② 女性の労働力率

年齢層別に見た我が国の女性の労働力率は、「M字型カーブ」を描くことが知られており、結婚、出産・育児を機にいったん離職・非労働力化し、その後育児が落ち着いてから再び働き出す女性が多いことを反映しており、我が国における継続就業の難しさを示しているとされています。

本市において、このM字型カーブを時系列で比較してみると、20代から30代における「窪み」が浅くなってきていることと、二回目のピークが45～49歳から50～54歳にずれていることが読み取れます。

■図 第1-1-12：飛騨市の女性の労働力率の推移



出典：総務省「国勢調査」

男女共同参画白書（男女共同参画局）の推移を見ると、このM字型カーブは年々浅くなっており、形状については年々特徴が変化して、H25年度版では谷が右にずれているとされていましたが、H26年度版からはM字の底の年齢層が上昇しているとされ、令和元年度版ではM字の期間が短くなっている（S53は25年、H30は15年）と記されています。これは、出産・育児期にあたる女性の考え方の変化があるようで同じく男女共同参画白書（令和元年度版）で、「子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という回答が減少し、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という回答が増加していると記されており、育児期にも継続して仕事をおこなう人が増加していると考えられます。

一方、飛騨市の状況は、M字は浅くなっているものの、底の年齢層は30～34歳で変化は見られません。全国では35～39歳がM字の底となっており、飛騨市でも今後は未婚・晩婚化の影響を含めM字の底となる年齢層が上昇する可能性があります。

(6) 子育て関連施設の状況

ア 認定こども園、保育園

区分		施設数 (平成31年度)	定員 (平成31年度)	令和元年10月1日 時点入所児童数 (未満児、受託児含)
保育園	公立	4 箇所	325 名	187 名
	私立	3 箇所	570 名	481 名
合計		7 箇所	895 名	668 名

イ 地域子育て支援センター

区分	施設数 (平成31年度)	延べ利用人数 (平成30年度)	備考
地域子育て支援拠点事業実施施設	3 箇所	10,759 人	就学前乳幼児

ウ 放課後児童クラブ

区分	施設数 (平成31年度)	登録児童数 (平成30年度)	備考
放課後児童クラブ実施小学校	4 箇所	380 人	河合小学校区及び宮川小学校 区については、合同で、河合小 学校敷地内施設で実施

エ ファミリー・サポート・センター

区分	施設数 (平成31年度)	延べ利用人数 (平成30年度)	備考
ファミリー・サポート・センター	1 箇所	231 人	

オ 病児・病後児保育施設

区分	施設数 (平成31年度)	延べ利用人数 (平成30年度)	備考
病児・病後児保育事業実施施設	2 箇所	222 人	平成30年度の利用人数は 1 箇所分

カ 子育て短期支援事業 [ショートステイ事業/トワイライトステイ事業]

区分	施設数 (平成31年度)	延べ利用人数 (平成30年度)	備考
ショートステイ実施施設	1 箇所	21 日	委託先： 児童養護施設夕陽ヶ丘
トワイライトステイ実施施設		0 日	

2 ニーズ調査から見られる飛騨市の子育て家庭の状況とニーズ

(1) 調査の概要

① 目的

「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、子どもを取り巻く状況や保護者の生活実態と意見・要望を把握することを目的に、子どもの保護者を対象として「飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

② 調査実施方法

調査地域	飛騨市全域
調査期間	平成31年1月11日から1月18日
調査対象	飛騨市在住の(※)の小学4年生以下のお子さんをお持ちのすべての世帯・保護者  ①小学生の保護者：625人(平成26年 700人) ②保育園児の保護者：296人( // 264人) ③未就園児の保護者：176人( // 265人) ④市外保育園児の保護者： 7人( // 3人) ※一部旧在住世帯の保育園児を含む
調査票の内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業(幼稚園や保育園など)の利用状況や利用意向、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向、育児休業等の利用状況や利用意向など
調査方法	保護者に対し、保育園、小学校を通じ調査票を直接配布し、回収しました。未就園児及び一部保育園児については、調査票を郵送により配布・回収しました。

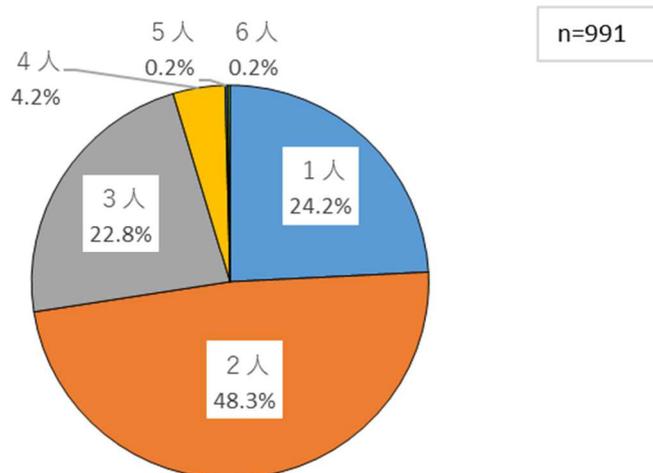
③ 回収結果

区分	配布数	回収数	回収率
市全域	1,104 人	991 人	89.8 %

(2) 飛驒市の子育て世帯の子どもの人数と主な育児担当

平成30年度に行ったニーズ調査（「子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」）の結果を見ると、調査対象世帯の子どもの数は「2人」が48.3%と最も多く、ほぼ同じ割合ながら「1人」、「3人」の順となっており、2人以上の育児を行う家庭が4分の3以上となっています。

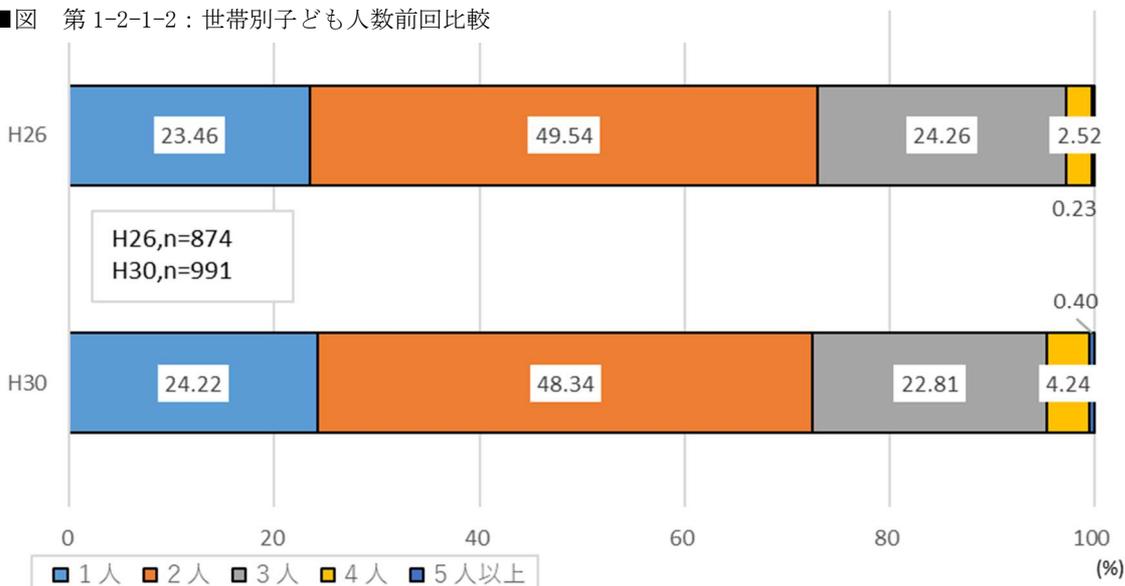
■図 第1-2-1-1：世帯別子ども人数の分布



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

平成25年度と平成30年度のニーズ調査の結果から世帯の子どもの数の割合について比較すると、「2～3人」が減少し、「1人」が微増ですが、「4人以上」は1.89%増加しています。

■図 第1-2-1-2：世帯別子ども人数前回比較

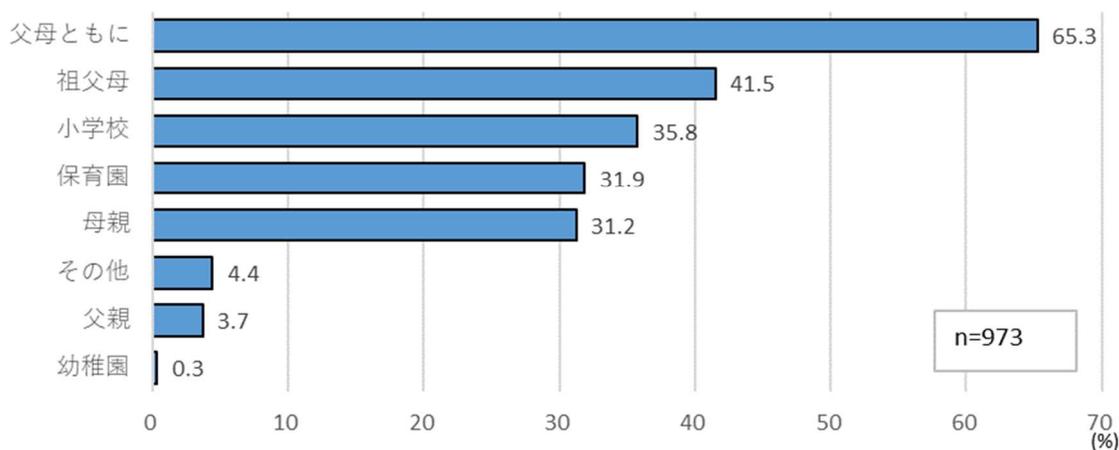


出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

このうち、子どもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）をみると、「父母ともに」が65.3%で最も多く、次いで「祖父母」41.5%、「小学校」35.8%、「保育園」31.9%、「母親」31.2%の順となっています。

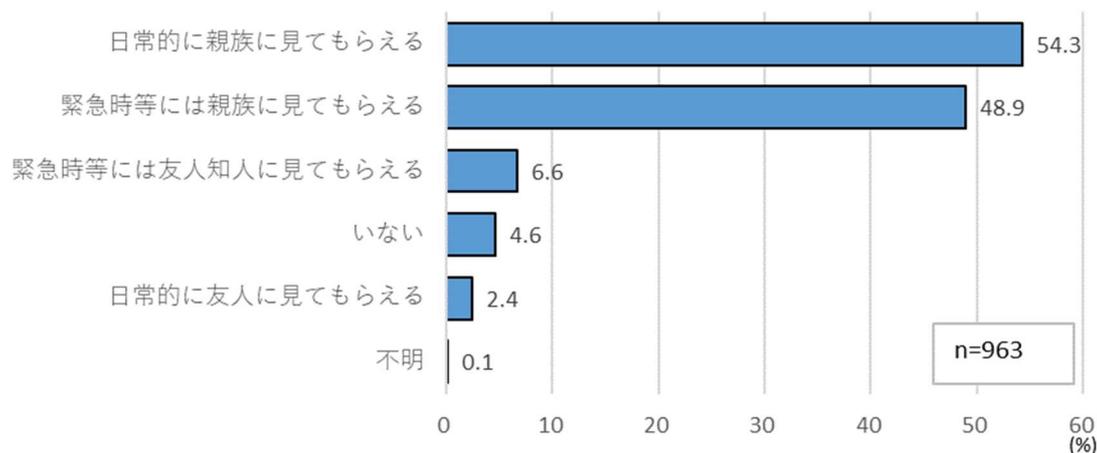
■図 第1-2-2：子育てに日常的に関わっている方（複数回答）



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、「日常的に親族に見てもらえる」が54.3%、「緊急時等には親族に見てもらえる」が48.9%と多くが親族・知人等の協力者の支援を得ている一方、育児に際し孤立状態となりがち「いない」は4.6%となっています。

■図 第1-2-3：子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

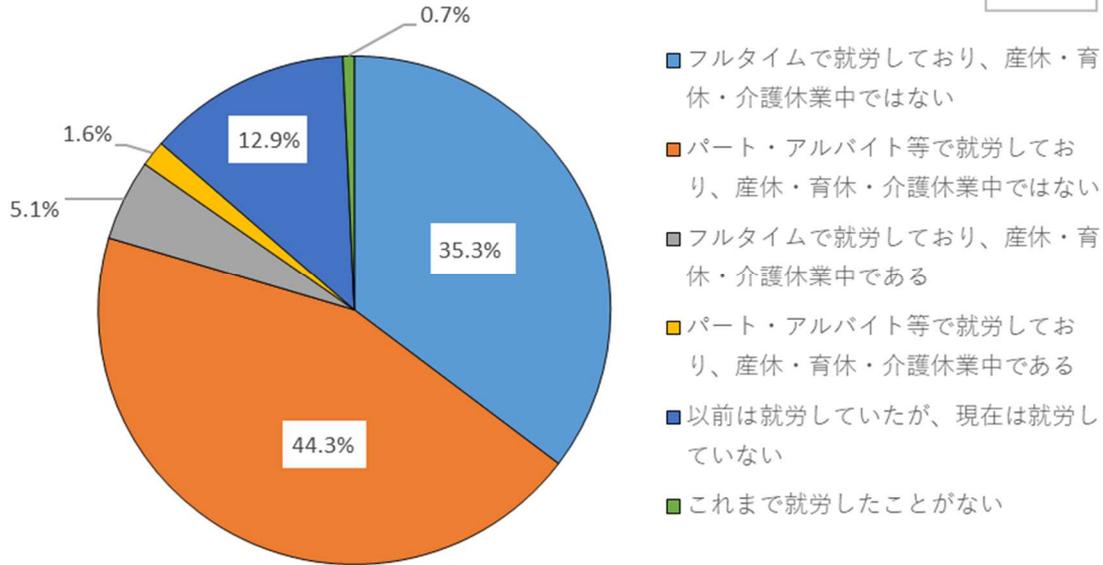


出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

(3) 飛驒市の母親の就労状況

母親の就労状況は、「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」方の中で、「パート・アルバイト等」が44.3%、「フルタイム」が35.3%で、合わせて79.6%となっています。一方、現在「休業・育休・介護休業中である」方の中で、「フルタイム」が5.1%、「パート・アルバイト」が1.6%と、合わせて6.7%で、現在就労者における産休・育休・介護休業取得者は多くありません。

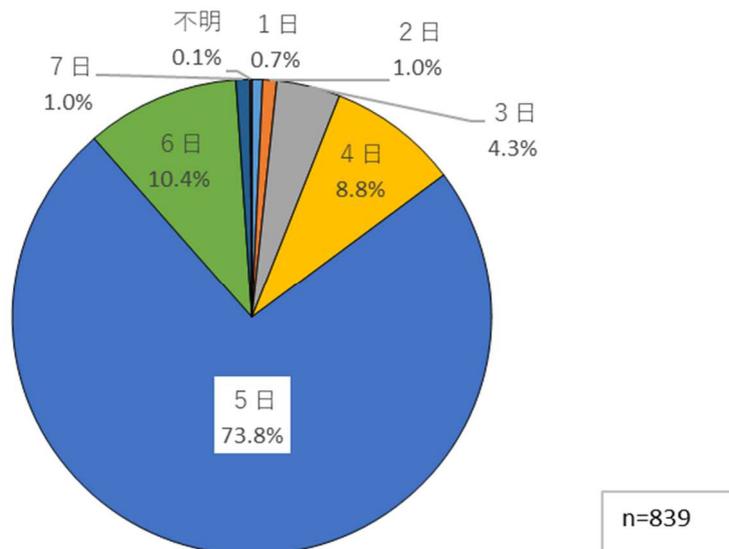
■図 第1-2-4：保護者（母親）の就労状況



出典：子ども・子育てに支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

母親の1週当たり就労日数をみると、「5日」が73.8%と最も多くなっています。土日も勤務していると受け取れる「6日以上」が11.4%あることから、必要に応じて保育事業の整備などが求められていると考えられます。

■図 第1-2-5：保護者（母親）の1週当たり就労日数



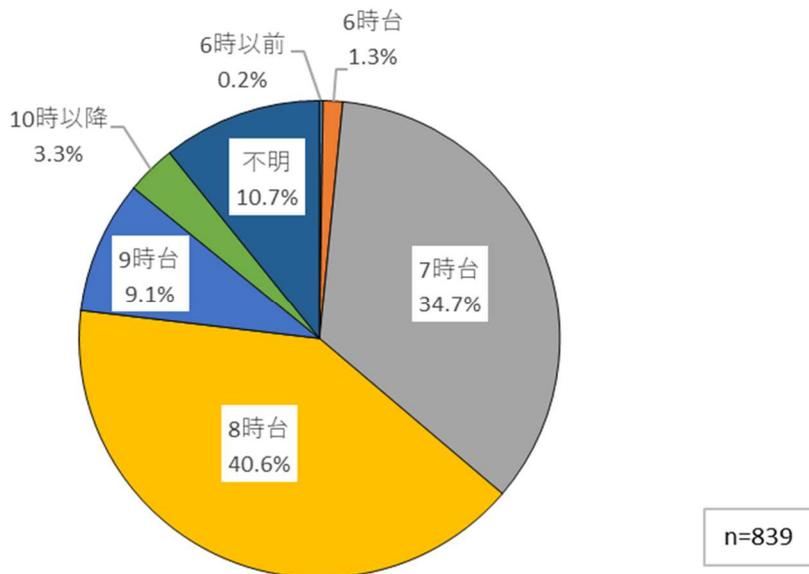
出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

就労している母親が家を出る時刻をみると、「7時台」が34.7%、「8時台」が40.6%となっており、「7～8時台」で合わせて4分の3以上の75.3%となっています。

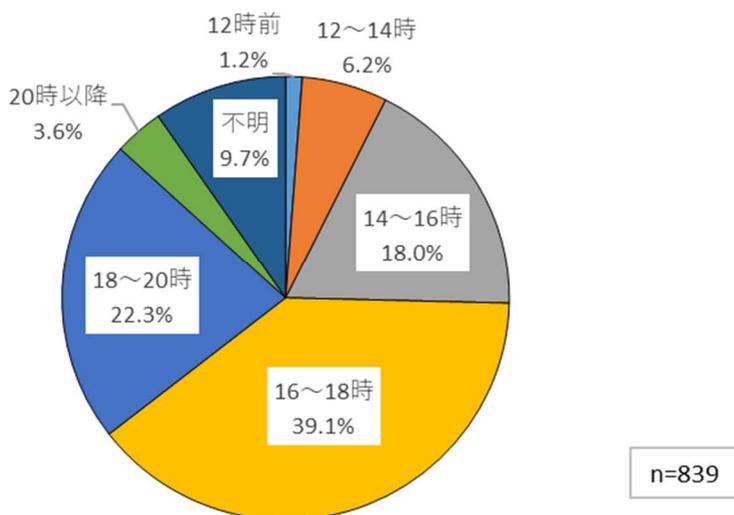
一方、就労している母親の帰宅時刻は「16時～18時」が39.1%と最も多く、「18～20時」が22.3%、「14～16時」が18.0%となっています。

■図 第1-2-6：保護者（母親）の就労に際して「家を出る時刻」



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

■図 第1-2-7：保護者（母親）の就労に際して「帰宅する時刻」

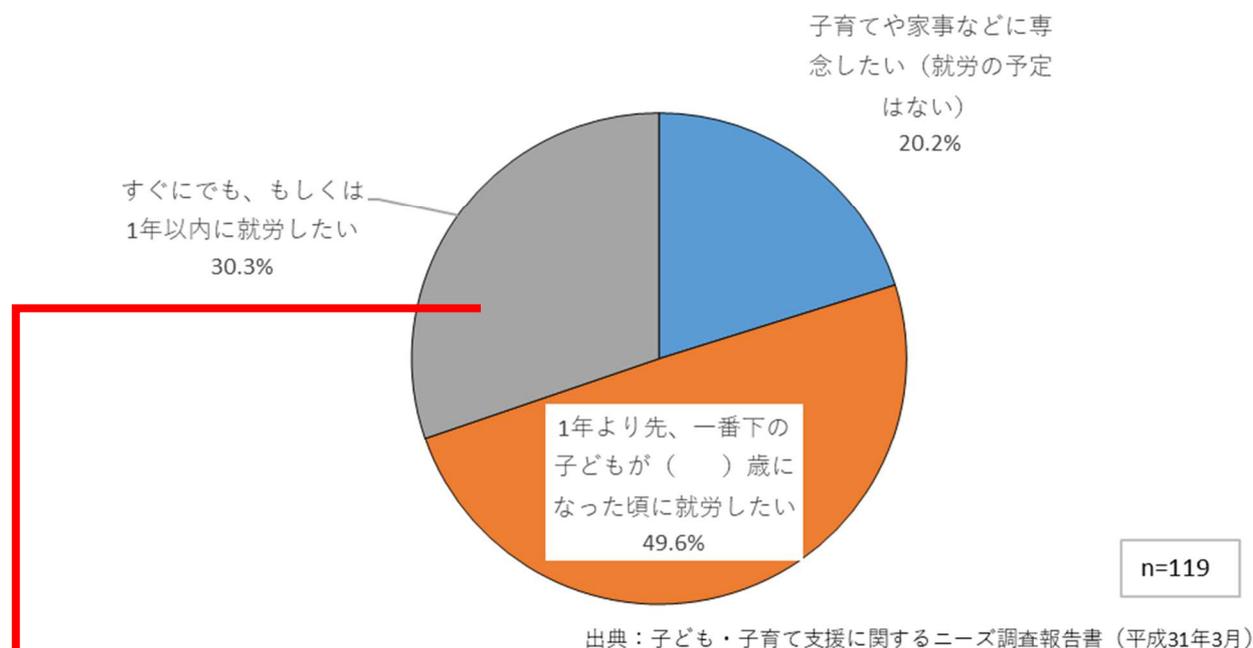


出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成31年3月）

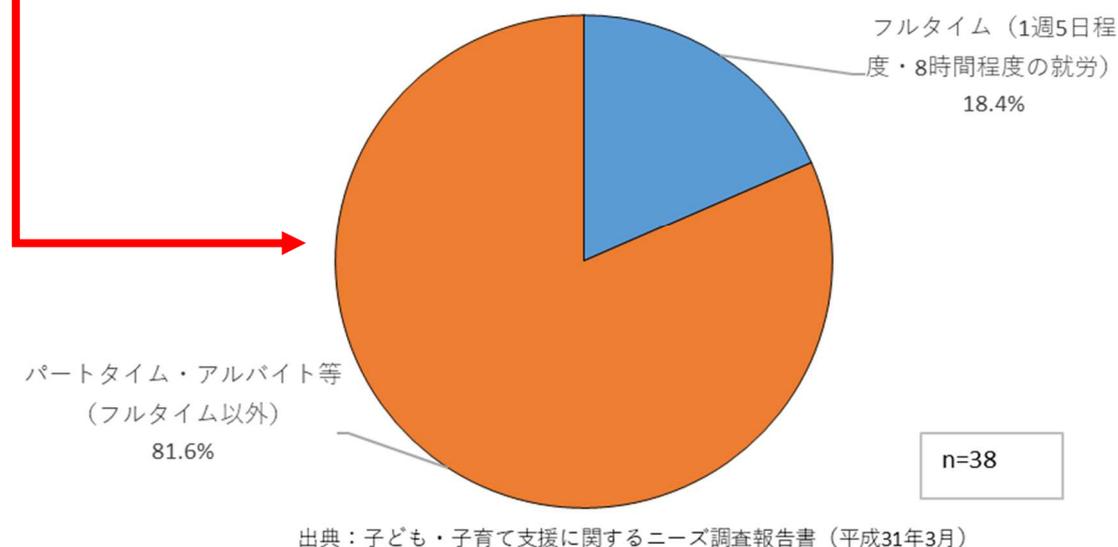
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」とする方が30.3%となっています。この「すぐにでも、もしくは1年以内」での就労希望者の希望する就労形態をみると「フルタイム」が18.4%となっています。前回(H25)の調査では8.7%だったことから、母親が現在未就労の家庭の中にも教育・保育事業の潜在的な利用希望者が一定数見込まれます。

■図 第1-2-8：現在就労していない保護者（母親）の就労希望に関する状況



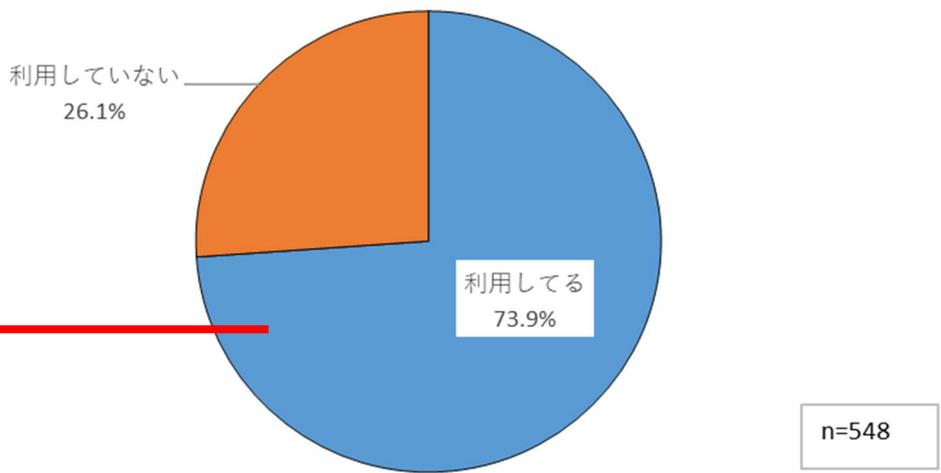
■図 第1-2-9：希望する就労形態（母親）



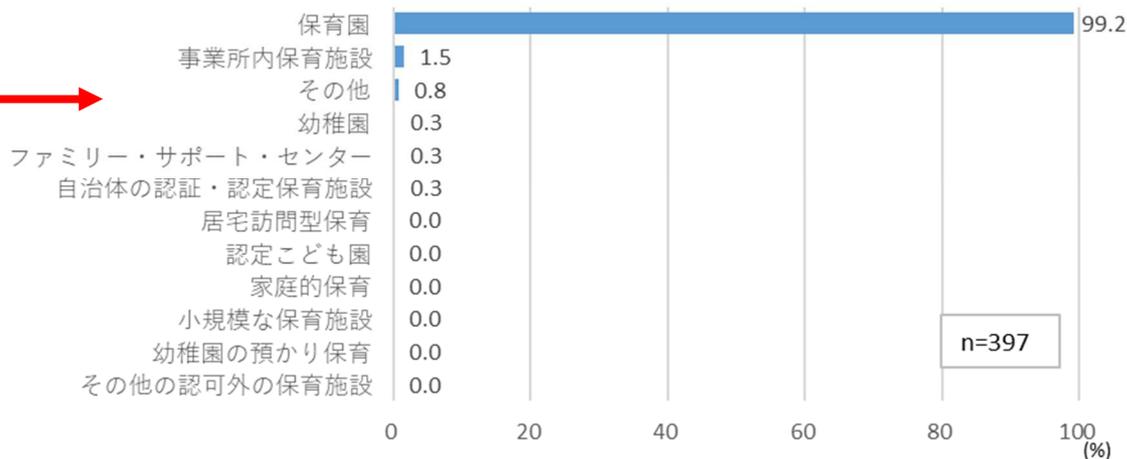
(4) 飛驒市における子育て支援事業の利用状況

本市では、平日の定期的な教育・保育事業を利用している児童が73.9%います。そのうち「保育園」の利用割合が最も多く「99.2%」を占めており、その他の利用は少数となっています。

■図 第1-2-10：「定期的な教育・保育事業」の利用の有無



■図 第1-2-11：利用している「定期的な教育・保育事業」の種類（複数回答）



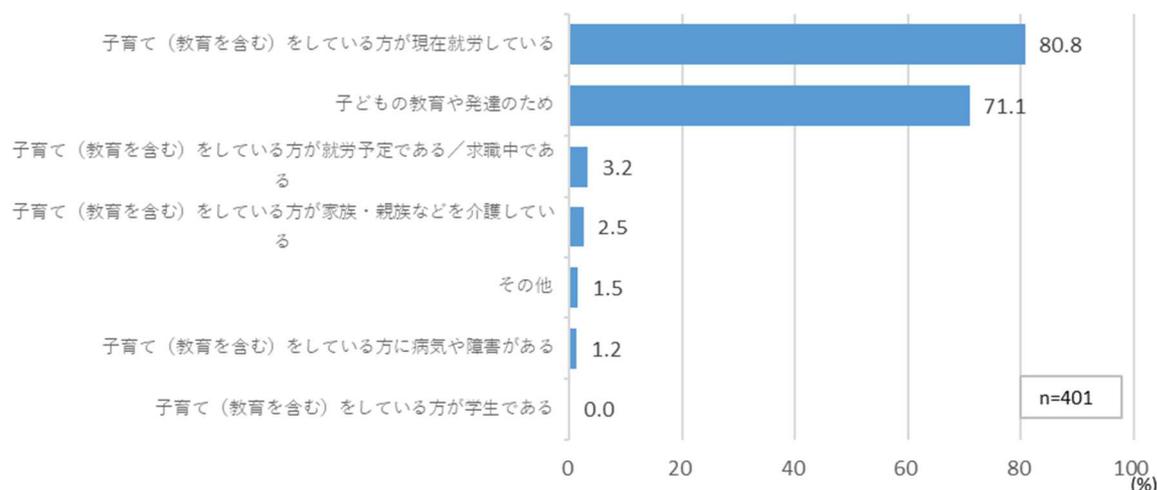
## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

平日に定期的な教育・保育の事業を利用する理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が80.8%、「子どもの教育や発達のため」が71.1%と、この2つに理由が集中しています。特に、「子育て（教育を含む）～」は前回（H25）よりも13.6%上昇しており、就労による保育を求められていると考えられます。

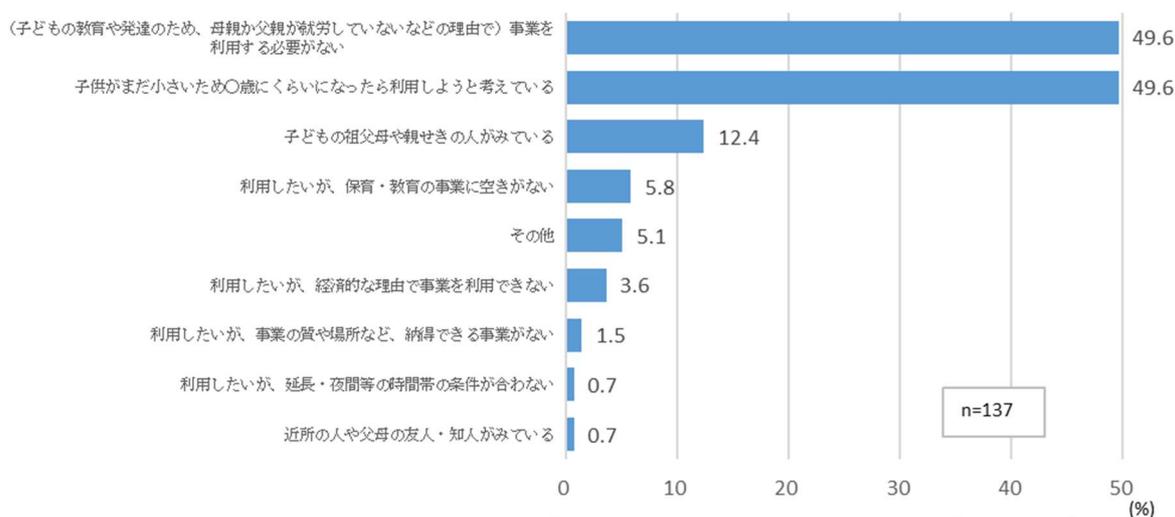
また、利用していない理由として「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」と「子どもがまだ小さいため（ ）※1 歳くらいになったら利用しようと考えている」が49.6%と理由が集中しており、続いて「子どもの祖父母や親族の人がみている」が12.4%と続いています。それ以外では、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が3.6%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が5.8%となっています。特に「～事業に空きがない」は前回（H25）より4.2%も上昇しており、ニーズが増えていると考えられます。

※1 利用したいと思う子どもの年齢が入ります。

■ 図 第1-2-12：「定期的な教育・保育事業」の利用理由（複数回答）



■ 図 第1-2-13：「定期的な教育・保育事業」を利用しない理由（複数回答）



## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

本市では第1期（平成27年度～平成31年度）と同様に、平成21年度に策定した「次世代育成支援対策推進後期行動計画」で打ち出した、子どもは家族の宝であり、地域の宝であることを明確にした理念を継承し、今後も地域社会が一丸となって子どもと子育て家庭を支援する、子育てをしやすいまちづくりを目指していきます。

# みんなで育もう、地域の宝

～子育てにぬくもりを、子どもから飛騨市の元気を～

子どもは地域の宝であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、子どもや親の幸せにつながることはもとより、将来の飛騨市の担い手となる人材の育成という未来への大きな投資でもあります。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくという考え方をすれば、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、飛騨市全体でこれを積極的に応援し、未来を担う子どもの健やかな成長を図ることが「元気で活力あるまち」づくりにもつながり、「活力あるまち」は「安心して子育てのできるまち」へ、それが「誇りあるまち」と廻っていくこととなります。

飛騨市は、豊かな自然や歴史、地域のふれあい意識を活かしつつ、飛騨市に住む子どもやその子育て家庭にあるニーズや地域の実情を的確にとらえ、地域の宝である子どもの最善の利益を追求するために、これまで以上に人と地域と行政のつながりを構築し、かつ最大の相乗効果が得られるよう、『みんなで育もう、地域の宝～子育てにぬくもりを、子どもから飛騨市の元気を』を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

## 2 基本目標

新事業計画では、国の指針（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）に即しながら、同じく国の指針（行動計画策定指針）に基づいて作成した「飛騨市次世代育成支援対策推進後期行動計画」でも掲げた基本的視点を引き継ぎ、計画作りを行っていきます。

### 1 子どもの視点

◆子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する。

### 2 次世代の親の育成という視点

◆子どもを「将来の親」としてとらえ、長期的な視野に立って豊かな人間性、自立性を育む。

### 3 サービス利用者の視点

◆多様かつ個別のサービスニーズに柔軟に対応する。

### 4 社会全体による支援の視点

◆保護者が子育ての第一義的責任者であるという認識の下に国・自治体・企業や地域を含めた社会全体による支援の仕組みをつくる。

### 5 仕事と生活の調和の実現の視点

◆働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現する。

### 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

◆地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図る。

**7 全ての子どもと家庭への支援の視点**

◆子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦・主夫家庭も支援する。

**8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点**

◆地域活動団体や民間事業者、各種施設、地域の自然や伝統などの社会資源を活用する。

**9 サービスの質の視点**

◆サービス提供量確保と情報公開やサービス評価などに取り組む。

**10 地域特性の視点**

◆人口構造や産業構造、社会資源の違いにより支援策も異なることから、自治体はこれらの特性を踏まえた主体的な取り組みを進める。

以上の視点から、本計画の基本理念に基づき、次の3項目を基本目標として設定します。

**【子どもからの視点】**

**基本目標1 健やかな成長を支援する基盤づくり**

子育て支援サービスで影響を受けるのは子どもであり、安らぎや楽しさなど、子どもたちの利益を尊重した配慮をしていきます。また、子どもは次代の親であるという認識のもと、子どもの心と身体の健全な育成に取り組みます。

**【保護者からの視点】**

**基本目標2 生み育てることに喜びと楽しさを感じる環境づくり**

子育てには、身体面、時間面、経済面など大きな負担がかかり、悩みや不安も多く、これらの負担をできるだけ軽くし、子育ての喜びを実感できる環境を整えていきます。

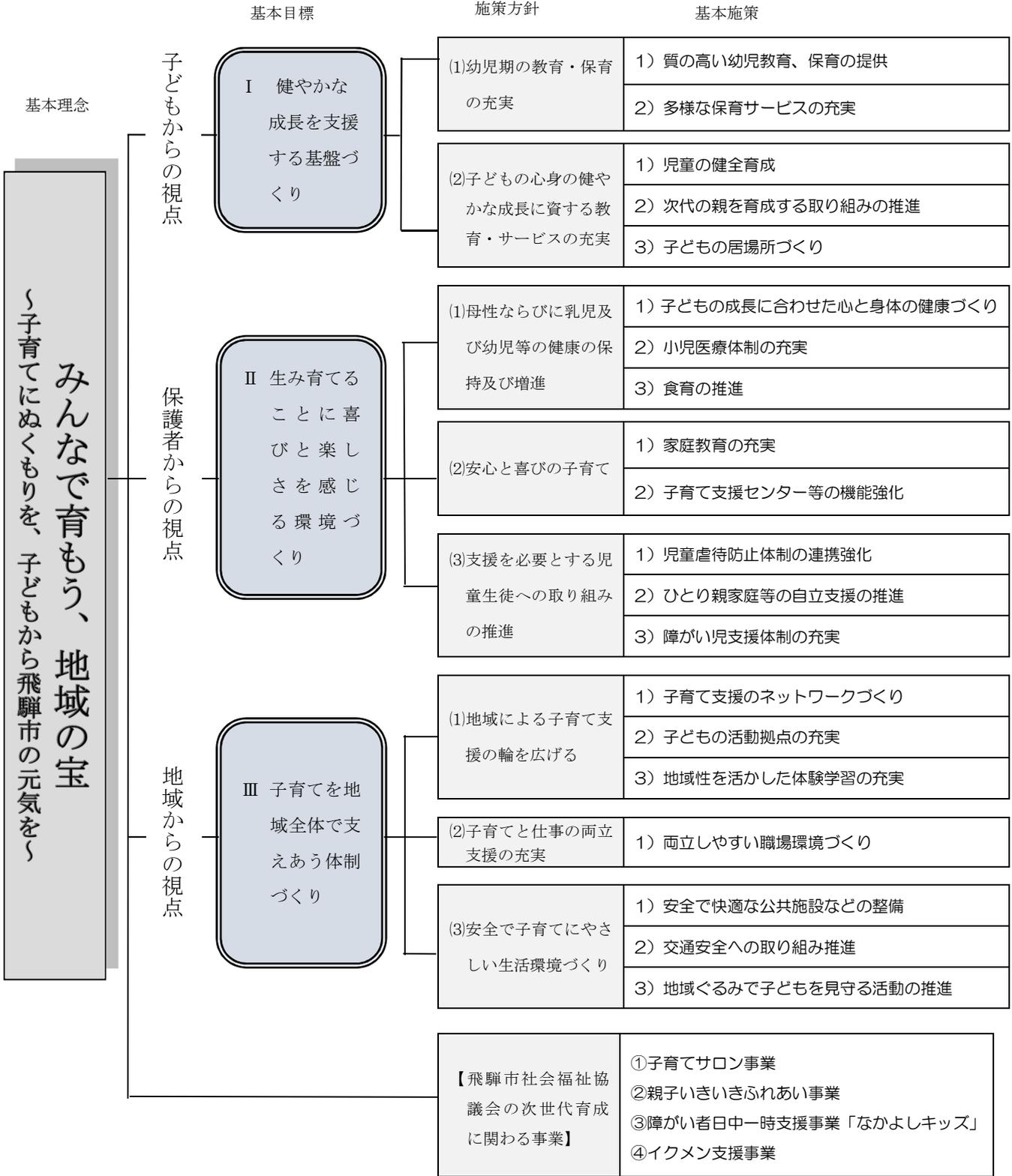
**【地域からの視点】**

**基本目標3 子育てを地域全体で支えあう体制づくり**

「子育ての基本的責務は家庭が担う」を前提に、地域、学校、医療、企業、行政などがそれぞれの役割において連携を図っていくという共通目標のもと、子育て家庭を地域で支えあう体制づくりを進めていきます。

3 計画の体系

飛騨市子ども・子育て支援事業計画 施策体系



## 第4章 子ども・子育て支援関連施策の評価

第4章 子ども・子育て支援関連施策の評価

本章では、平成27年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画について、実績の出ている平成30年度分までの結果について、点検・評価いたします。

1 全体の達成状況

第3章の施策方針毎に達成状況を報告します。

H30年度で80%以上の達成を示すA以上の評価は75%あり、計画の目標達成に努めてきました。今後も次ページ以降に示す令和6年度の目標の達成に努めていきます。

■各施策方針に対する評価について

施策方針	達成状況 (H30年度)				評価対象外
	S	A	B	C	
<b>1 「子どもからの視点」に基づく施策の展開</b>		6 66.7%	2 22.2%	1 11.1%	2
(1) 幼児期の教育・保育の充実		2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	2
(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・サービスの充実		4 80.0%	1 20.0%		
<b>2 「保護者からの視点」に基づく施策の展開</b>	2 9.1%	16 72.8%	3 13.6%	1 4.5%	5
(1) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進	1 12.5%	7 87.5%			1
(2) 安心と喜びの子育て	1 11.1%	4 44.4%	3 33.3%	1 11.1%	
(3) 支援を必要とする児童生徒への取り組みの推進		5 100.0%			4
<b>3 「地域からの視点」に基づく施策の展開</b>	5 38.4%	3 23.1%	4 30.8%	1 7.7%	5
(1) 地域による子育て支援の輪を広げる	3 37.5%	2 25.0%	3 37.5%		
(2) 子育てと仕事の両立支援の充実	2 100.0%				
(3) 安全で子育てにやさしい生活環境づくり		1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	5
<b>4 「飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開</b>	4 100.0%				
(1) 飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業	4 100.0%				

2 個別の事業評価

各事業に対する評価と課題について報告します。

■各事業の評価と課題

事業	評価と目標				
	評価	目標 (H30)	結果 (H30)	目標 (R6)	
<b>1 「子どもからの視点」に基づく施策の展開</b>					
<b>(1) 幼児期の教育・保育の充実</b>					
1) 質の高い幼児教育、保育の提供					
①保育士等の研修の実施	—	—	—	—	
2) 多様な保育サービスの充実					
①延長・休日・一時保育の充実	12時間開所園 休日保育実施園	C	3園 2園	1園 1園	3園 2園
②未満児保育の充実	待機児童数	A	0人	0人	0人
③病児・病後児保育の体制整備		B	2地区	1地区	2地区
④市立保育園の運営体制の検討		A	指定管理 継続	指定管理 最終年度	民営化
⑤多子世帯に対する保育料の優遇		—	—	—	—
<b>(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・サービスの充実</b>					
1) 児童の健全育成					
①放課後児童クラブの充実	待機児童数	A	0人	0人	0人
2) 次代の親を育成する取り組みの推進					
①中学生と乳幼児のふれあい体験学習	開催回数 参加人数(中学生)	A	7 200	7 239	6 170
②思春期保健対策の充実(学校健康教育の充実)		A	100%	100%	100%
3) 子どもの居場所づくり					
①児童公園の整備	遊具の修繕・更新 トイレ水洗化 トイレバリアフリー化 公園施設バリアフリー化	B	3,100千円	6,795千円	3,300千円 1箇所 5箇所 1箇所
②図書館・公民館等の活用	やんちゃっこタイム きらきらタイム びよびよタイム ひよっこひろば かみかみに～さんズ	A	250 100 300	71 210 156 258 65	100 240 180 200 80

事業	評価と目標			
	評価	目標 (H30)	結果 (H30)	目標 (R6)
<b>2 「保護者からの視点」に基づく施策の展開</b>				
<b>(1) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進</b>				
1) 子どもの成長に合わせた心と身体の健康づくり				
①不妊・不育症治療への支援				
特定不妊治療助成延数（妊娠成立者数）		25 (8)	33 (6)	33 (6)
一般不妊治療助成延数（妊娠成立者数）	A	10 (3)	16 (5)	16 (5)
不育症治療費助成延数（妊娠成立者数）		2 (2)	0	1 (1)
特定不妊治療・不育症治療通院助成延数		27	35	35
②健康診査費助成事業の実施				
新生児聴覚検査の実施		○	○	○
妊婦一般健康診査費助成の実施	A	○	○	○
妊婦歯科検診費助成の実施		○	○	○
産後1か月健診費助成の実施		○	○	○
③乳幼児健診・相談事業の充実				
乳幼児健診の参加率	A	100%	100%	100%
乳幼児相談の参加率		100%	100%	100%
④妊産婦の保健指導の充実				
母子手帳交付数		130	106	100
パパママ教室への初産夫婦の参加率	A	60.0%	96.3%	60.0%
妊婦訪問実施率		100%	100%	100%
エジンバラ産後うつ病質問票実施率		100%	100%	100%
2) 小児医療体制の充実				
①予防接種の実施				
接種体制の維持		○	○	○
麻疹・風しん接種率（1期）	A	95%以上	100.7%	95%以上
麻疹・風しん接種率（2期）		95%以上	98.2%	95%以上
②救急・夜間医療機関の周知・徹底				
子どもの急病ガイドブックの配布	A	○	○	○
HP掲載や広報掲載		○	○	○
③乳幼児医療費助成制度	—	—	—	—
3) 食育の推進				
①妊婦・乳幼児の栄養指導の充実				
妊婦・乳幼児栄養指導の実施	S	○	○	○
栄養指導延べ人数		1,080	1,291	940

事業	評価と目標			
	評価	目標 (H30)	結果 (H30)	目標 (R6)
②農作業や調理を取り入れた食指導の推進 まめっ子キッチン 元気もりもり教室・元気わくわく料理教室 キッズぱくぱく教室（JA主催） 食農教室の展開	A	1園以上 4回以上 3回/園 1園	3園 18回 3回/園 1園	1園以上 5回以上 3回/園 1園
(2) 安心と喜びの子育て				
1) 家庭教育の充実				
①家庭教育学級の充実と交流促進 子育て支援センター 保育園 小中学校	A	3箇所 7園 8校	3箇所 8園 8校	3箇所 8園 8校
②子育て支援・家庭教育関係部署の連携強化 研修会 部会	A	2回 2回	3回 2回	3回 2回
2) 子育て支援センター等の機能強化及び子育て支援事業の充実				
①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 登録者 延べ利用者	B	700人 28,000人	739人 21,057人	600人 17,500人
②子育て等に関する相談・援助の実施	A	5箇所	5箇所	5箇所
③地域の子育て関連の情報の提供	B	650人	463人	650人
④子育て及び子育て支援に関する講習などの実施	C	35人	0人	30人
⑤ブックスタート事業の継続	S	58%	67%	75%
⑥入園・入学準備品支援事業	A	100%	93.7%	99.0%
⑦乳幼児の健やかな心の発育支援プロジェクト	B	3箇所	2箇所	—
(3) 支援を必要とする児童生徒への取り組みの推進				
1) 児童虐待防止体制の連携強化				
①相談体制の充実	—	—	—	—
②要保護児童及びDV対策地域協議会の充実 情報提供シートの共有 代表者会議の開催 実務者会議の開催	A	12回	12回	1回 3回
2) ひとり親家庭等の自立支援の推進				
①自立支援への相談体制の強化 パソコン教室 料理教室	A	2コース 2会場	2コース 2会場	参加率増 参加率増

事業	評価と目標			
	評価	目標 (H30)	結果 (H30)	目標 (R6)
②経済的支援の実施 (母子・父子家庭等医療費助成制度 ／児童扶養手当制度)	—	—	—	—
3) 障がい児支援体制の充実				
①発達に応じた適切な療育の推進 (古川やまびこ教室) 児童発達支援 保育所等訪問支援 (神岡ことばの教室) 児童発達支援	A	32 10 20	29 19 20	— — —
②保育園での障がい児受入の促進	—	—	—	—
③療育・就学相談の充実 個別ケース会議回数 相談支援部会回数	A	15回 12回	15回 12回	— —
④特別支援教育を通じた学級環境の充実 健康教育全体計画作成	A	21人	22人	21人
⑤経済的支援の実施	—	—	—	—
3「地域からの視点」に基づく施策の展開				
(1) 地域による子育て支援の輪を広げる				
1) 子育て支援のネットワークづくり				
①育児ボランティア活動の育成と支援 子育てサポーター登録者数	B	35人	28人	35人
②ファミリー・サポート・センター事業の充実 活動件数(件) 提供会員数(人)	B	500 28	231 28	300 35
2) 子どもの活動拠点の充実				
①子どもたちのボランティア活動の推進 ジュニアリーダー派遣回数(回) 研修会の参加回数(回)	A	10 1	12 3	15 3
②スポーツ少年団活動の推進 団員数 (小学生の登録割合) 指導者総数 大会等遠征補助 (補助額)	B	480人 45.00% 170人 20団体 700千円	458人 42.25% 157人 8団体 241千円	400人 40.00% 130人 10団体 300千円
③さまざまな活動拠点の支援 学校支援者活用時間数 部活動外部指導者指導回数	S	1,129h 900	1,113h 1,000	1,129h 1,000

事業	評価と目標			
	評価	目標 (H30)	結果 (H30)	目標 (R6)
3) 地域性を活かした体験学習の充実				
①体験学習の充実 学校支援者活用時間数	S	1,129h	1,113h	1,129h
②祭りや伝統文化の伝承	S	100%	100%	100%
③学校評議員制度の活用 学校評議員数	A	40人	38人	—
(2) 子育てと仕事の両立支援の充実				
1) 両立しやすい職場環境づくり				
①女性の働きやすい職場環境整備の啓発 企業訪問延数	S	50	114	125
②企業PRサイトで市内優良企業の取り組み紹介 紹介企業数	S	2	10	15
(3) 安全で子育てにやさしい生活環境づくり				
1) 安全で快適な公共施設などの整備				
①公共施設等のバリアフリー化の推進	—	—	—	—
2) 交通安全への取り組み推進				
①道路環境対策の推進	—	—	—	—
②交通安全教育の推進	—	—	—	—
③関係機関の連携	—	—	—	—
3) 地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進				
①地域による見守りや声かけ活動の醸成 おじさんおばさん運動 新規登録 健全育成を考える会開催数	A	100 2	236 1	150 2
②子どもを取り巻く有害環境対策の推進 啓発車両によるパトロール	C	毎週1回	毎月数回	毎週1回
③飛騨市青少年育成推進連絡協議会の取り組み 研修会の開催 外部団体との連携	B	1回 4回	1回 8回	1回 9回
4) 子育て世帯を支える環境整備				
①住宅新築・購入支援助成事業	—	—	—	—
4 「飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開				
(1) 飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業				
①子育て創生事業「カフェワゴン」	A	10回	10回	8回
②親子いきいきふれあい事業	A	1回	1回	1回
③障がい者日中一時支援事業「なかよしキッズ」 利用契約者数	A	27人	24人	30人
④イクメン支援事業 実施会場数	A	1	1	2

3 事業の点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年の間、毎年本計画第5章、第6章に記載した施設の確保や施策の実施状況など、子ども・子育て支援事業の達成状況を点検・評価し、これを飛騨市子ども・子育て会議に報告します。

飛騨市子ども・子育て会議では、計画された施策がより確実に実施され、必要な場合には変更が行われるよう提言を行います。

● 参考：今後の児童推移

4月1日現在、単位：人

年齢	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
0 歳	112	108	104	98	93
1 歳	113	119	115	111	104
2 歳	158	114	120	116	111
3 歳	142	161	116	123	118
4 歳	165	143	162	116	124
5 歳	158	163	141	160	114
6 歳	172	159	164	142	161
7 歳	162	171	158	163	141
8 歳	186	161	169	157	162
9 歳	162	187	162	170	158
10 歳	175	163	188	163	171
11 歳	210	177	164	190	164
12 歳	182	208	176	163	189
13 歳	179	182	208	176	163
14 歳	195	179	182	208	176
15 歳	195	192	177	180	205
16 歳	239	192	189	174	177
17 歳	220	237	190	187	172
計	3,125	3,016	2,885	2,797	2,703

資料：市民保健課（コーホート変化率法により算出）

## 第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、該当区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育の提供区域の設定においては、地理的条件、子どもの人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に判断することが求められます。

本市では子どもの人数と現実の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を全市一体として定め、二ズ量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。

■飛騨市内保育園一覧（令和2年度）

区分	保育園名	所在地	定員 (名)	未満児 保育	延長 保育	障がい児 保育	子育て 相談	一時 保育	体調 不良児 保育	休日 保育
公立	宮城保育園	古川町 栄2丁目 11-12	160	○ 6か月 ～	○ 午後6時 30分まで 可	○	○	○ 6か月 ～	—	○
	河合保育園	河合町 角川 974-2	45	○ 1歳～	○	○	○ 子育て支援 センター	○ 1歳～	—	—
	宮川保育園	宮川町 野首 30-2	20	○ 2歳～	○	○	○	○ 2歳～	—	—
	旭保育園	神岡町 殿 979	100	—	○	○	○	○ 2歳～	—	—
	山之村保育園	神岡町 森茂 1649-1	20	○ 2歳～	○	—	○	○ 2歳～	—	—
私立	増島保育園	古川町 是重 123	220	○ 6か月 ～	○ 午後7時 まで可	○	○ 子育て ステーション	○ 6か月 ～	○	—
	さくら保育園	古川町 杉崎 553-1	200	○ 57日 目～	○ 午後7時 まで可	○	○ 子育て ステーション	○ 57日 目～	—	○ 祝日 のみ
	双葉保育園	神岡町 殿 1081-14	150	○ 6か月 ～	○	○	○	○ 6か月 ～	—	—

※ 年齢は、令和2年4月1日時点の満年齢によるものとする。

※ 宮川保育園は令和2年4月より再開園となります。

2 各年度の教育・保育の量の見込みと確保方策

■各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

令和2年度から令和6年度までの就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

事業内容	教育を希望する児童や保育を必要とする児童に対して、保育園などの施設において必要量を確保し、質の高い教育・保育を提供します。		
対象年齢	1号認定 満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども (保育の必要なし) 2号認定 満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども 3号認定 満3歳未満で、保育を必要とする子ども		
現 状	◎実施施設数(平成31年度 飛騨市内)		
	認定子ども園(幼稚園型)	0施設(定員	0名)
	認定子ども園(保育所型)	0施設(定員	0名)
	保育園	7施設(定員	895名)
	◎対象児童数(令和元年10月1日現在) ※受託児含む		
	1号認定	3歳以上	14名
	2号認定	3歳以上	473名
	3号認定	1・2歳児	161名
		0歳児	20名
	◎利用実績 ※年度末人数、広域委託を含む・受託を除く		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市内認定子ども園	0人	0人	0人
市内保育園	663人	678人	661人
市内事業所内保育等	0人	0人	0人
市外保育所等	7人	7人	12人
合計	670人	685人	673人
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1号認定	9人	16人	16人
2号認定	509人	503人	471人
3号認定	152人	166人	186人
合計	670人	685人	673人
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。		
確保方策の考え方	実績および意向調査や、現状の利用定員の合計、把握できている事業者の事業展開意向を基に確保方策を設定しました。		

【量の見込みと確保方策】

		1号	2号	3号		計
		3~5歳 (教育コース)	3~5歳 (保育コース)	0歳 (保育コース)	1・2歳 (保育コース)	
令和2年度	①量の見込み	66人	395人	65人	190人	716人
	②確保方策 (保育園)	75人	435人	75人	205人	790人
	②-①	9人	40人	10人	15人	74人
令和3年度	①量の見込み	67人	397人	63人	163人	690人
	②確保方策 (保育園)	75人	435人	87人	193人	790人
	②-①	8人	38人	24人	30人	100人
令和4年度	①量の見込み	59人	357人	61人	165人	642人
	②確保方策 (認定こども園・保育園)	75人	435人	87人	193人	790人
	②-①	16人	78人	26人	28人	148人
令和5年度	①量の見込み	56人	340人	57人	158人	611人
	②確保方策 (認定こども園・保育園)	75人	435人	87人	193人	790人
	②-①	19人	95人	30人	35人	179人
令和6年度	①量の見込み	50人	303人	54人	152人	559人
	②確保方策 (認定こども園・保育園)	75人	435人	87人	193人	790人
	②-①	25人	132人	33人	41人	231人

■保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。なお、現時点で認定こども園及び地域型保育事業は飛騨市内には設置計画がないため、目標設定は行いません。設置された際に改めて検討します。

◆保育利用率とは

保育利用率は、以下の考え方で算出します。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもに係る保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

◆保育利用率の目標値の設定

①量の見込みに対応する保育の量を確保することとされていることから、「保育利用率の目標値」は、平成30年度に実施したニーズ調査により把握された3号に該当する子どもの保育の利用の意向率が高いことと、近年の利用実績を考慮し、目標値は厚生労働省の「子育て安心プラン」に示される女性就業率で目指す80.0%とします。

②保育の利用定員数に関する各年度の整備目標は、「教育・保育事業」および「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込みと確保方策」に示されている通りです。

令和2年度の「保育利用率の目標値」は、計画の目標値には達しないものの十分に見込みの人数を確保できているため、「確保の方策」の割合としていますが、令和3年度での目標値達成を目指します。

【保育利用率の目標値】

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	67.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
1・2歳児	75.6%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

3 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしており、すべての子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域で親子が交流できる場など、次の14事業を基盤として、地域の子ども・子育て支援に取り組むことになっています。

本市では子ども的人数と現実の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域と同じく全市一体として定め、ニーズ量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。

■地域子ども・子育て支援事業

	事業名
(1)	時間外保育事業
(2)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ／トワイライトステイ）
(4)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
(5)	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（養育支援訪問事業）
(6)	地域子育て支援拠点事業
(7)	一時預かり事業 ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預り保育） ②一時預かり（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 病児・緊急対応強化事業を除く）
(8)	病児保育事業
(9)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児分）
(10)	妊婦に対して健康診査を実施する事業
(11)	利用者支援に関する事業
(12)	要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
(13)	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(14)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

なお、本市では上記14事業のうち、「(12)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」及び「(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については、当面実施の予定がないため、本事業計画では展開していません。

(1) 時間外保育事業

【事業の概要】

事業内容	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の11時間及び保育短時間の8時間）を超えて保育を行う事業です。			
対象年齢	0～5歳児			
現 状	◎実施施設数（平成31年度） 2施設 私立保育園 1施設（7時30分から19時00分まで） 私立保育園 1施設（7時00分から19時00分まで）			
	◎利用実績			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	実施施設数	2か所	2か所	2か所
	利用人数	0人	17人	51人
	※県延長保育の実施状況調査数値			
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持・拡充を検討し、供給確保を継続します。			

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数/年) (市全域)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22人	21人	20人	19人	17人
②確保方策	22人	21人	20人	19人	17人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び場や生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日夏休み等の長期休業中にも実施します。														
対象年齢	小学校 1 年生から 6 年生														
現 状	<p>運営 4 か所で放課後児童クラブを実施しており、利用登録者は増加傾向にあります。平成 31 年 4 月 1 日時点で、350 人が利用登録しています。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録児童数</td> <td>334 人</td> <td>350 人</td> <td>380 人</td> </tr> <tr> <td>クラブ数</td> <td>4 か所</td> <td>4 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> </tbody> </table>				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	登録児童数	334 人	350 人	380 人	クラブ数	4 か所	4 か所	4 か所
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度												
登録児童数	334 人	350 人	380 人												
クラブ数	4 か所	4 か所	4 か所												
量の見込みの考え方	2 年生以上は、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。1 年生は、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づく大きく実態とかけ離れ算出できませんでしたので直近 3 年の実績より算出しました。														
確保方策の考え方	「新・放課後子ども総合プラン」に則った量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。														

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数/年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	348 人	340 人	334 人	321 人	318 人
1 年生	90 人	83 人	86 人	74 人	84 人
2 年生	81 人	87 人	80 人	83 人	72 人
3 年生	75 人	64 人	69 人	64 人	66 人
4 年生	51 人	58 人	49 人	53 人	49 人
5 年生	33 人	30 人	34 人	29 人	31 人
6 年生	18 人	18 人	16 人	18 人	16 人
②確保方策	350 人				
②-①	2 人	10 人	16 人	29 人	32 人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ／トワイライトステイ）

【事業の概要】

事業内容	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。														
対象年齢	0～18歳														
現 状	<p>飛騨市では高山市にある児童養護施設と委託契約を結び、対応できるよう体制を整えています。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショートステイ 延べ利用人数</td> <td>0人日</td> <td>6人日</td> <td>21人日</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイ 延べ利用人数</td> <td>0人日</td> <td>0人日</td> <td>0人日</td> </tr> </tbody> </table>				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	ショートステイ 延べ利用人数	0人日	6人日	21人日	トワイライトステイ 延べ利用人数	0人日	0人日	0人日
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度												
ショートステイ 延べ利用人数	0人日	6人日	21人日												
トワイライトステイ 延べ利用人数	0人日	0人日	0人日												
量の見込み の考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。														
確保方策の 考え方	委託契約している施設において、量の見込みに対応できる体制となっています。今後も引き続き、供給確保に努めるとともに委託契約施設の追加を検討します。また、地域は限られるものの、夜間養護事業も始めており、今後の拡充を検討していきます。														

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
②確保方策	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業の概要】

事業内容	生後0～2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師・健康相談員などが訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握を行う事業です。										
対象年齢	生後4か月までの乳児のいる全ての世帯										
現 状	<p>乳児全戸訪問事業は、出産直後の不安の強い時期に実施するのが望ましく、飛騨市においても、育児不安や不適切な養育が継続しないよう生後一月以内の訪問に努めています。里帰り出産によって長期に飛騨市を離れる方に対しては、里帰り先の市町村に訪問を依頼して対応させていただくなど、出産後の不安の軽減に努めています。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問件数（実人数）</td> <td>140人</td> <td>153人</td> <td>124人</td> </tr> </tbody> </table>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	訪問件数（実人数）	140人	153人	124人
	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
訪問件数（実人数）	140人	153人	124人								
量の見込みの考え方	平成30年度は、0歳児を持つすべての世帯に対し実施済みです。毎年度、出生するすべての世帯に対して実施するものとし、0歳児の将来推計人口を基に算出しました。										
確保方策の考え方	全戸訪問については全数訪問の実施を目指します。特に強い不安を持っていたり、不適切な養育などの問題が発見できた場合には、必要な支援が継続されるよう関係機関への連絡・調整を図っていきます。										

【量の見込みと確保方策】

(人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実人数	112人	108人	104人	98人	93人
確保方策	実人数	112人	108人	104人	98人	93人
	実施体制	保健師等9人				
	実施機関	飛騨市保健センター				

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（養育支援訪問事業）

【事業の概要】

事業内容	出産後間もない時期の養育者が疾病等の理由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合等で要保護児童対策地域協議会にて支援が必要と認められた家庭を対象に保健師等が養育に関する相談・援助等で支援にあたります。										
対象年齢	養育支援が必要と認められる家庭										
現 状	<p>「乳児家庭全戸訪問事業」や子ども相談センターから「通告」等により把握した、養育支援の必要があると判断される家庭へ保健師の訪問やヘルパー派遣等を行っています。ヘルパー派遣については外部委託にて対応しています。</p> <p>令和元年度からは「産後ケア事業」によるヘルパーの派遣を行い、母子のケアに努めています。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問人日</td> <td>0 人日</td> <td>0 人日</td> <td>18 人日</td> </tr> </tbody> </table>				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	訪問人日	0 人日	0 人日	18 人日
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度								
訪問人日	0 人日	0 人日	18 人日								
量の見込みの考え方	平成 31 年度は令和元年 10 月 1 日現在 0 件ですが、今後発生する可能性を考慮推計しています。										
確保方策の考え方	相談支援については、他課との連携を強化し対応していきます。育児、家事援助については、業務委託先の追加などを検討し、支援が必要な家庭に継続的に派遣できる体制を整えます。										

【量の見込みと確保方策】

(人/年)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
確保方策	実施体制	支援が必要なケース全てに事業を実施する。				

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

事業内容	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者に相互に交流を行う場所を開設し、子育ての孤立感・負担感の解消を図るために、相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。														
対象年齢	小学校就学前の児童（主として3歳未満児） ※当計画の量の見込みは0～2歳児														
現 状	<p>◎実施箇所数（平成31年度）</p> <p>一般型 3箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古川子育て支援センター</li> <li>・神岡子育て支援センター</li> <li>・河合・宮川子育て支援センター</li> </ul> <p>出張ひろば 1箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮川子育て支援センター（水曜日）</li> </ul> <p>◎利用実績（就学前児童0～5歳児）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用人数</td> <td>12,982人</td> <td>11,044人</td> <td>10,759人</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>3箇所</td> <td>3箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出張ひろばは河合・宮川子育て支援センターに含んだ箇所数とする。 ※地域支援の人数は含めず。</p>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	延べ利用人数	12,982人	11,044人	10,759人	箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	平成28年度	平成29年度	平成30年度												
延べ利用人数	12,982人	11,044人	10,759人												
箇所数	3箇所	3箇所	3箇所												
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。														
確保方策の考え方	利用を望む就学前の児童全てに対応する体制を維持できるように努めていきます。必要に応じて、出張ひろばの拡大等の対策を図ります。														

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (就学前児童)	1,139人回	1,015人回	1,012人回	973人回	920人回
②確保方策	1,139人回	1,015人回	1,012人回	973人回	920人回
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

(7) 一時預かり事業

①幼稚園型

【事業の概要】

事業内容	幼稚園における在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。			
対象年齢	3～5 歳児			
現 状	◎実施箇所数（平成 31 年度）：飛騨市内 0 箇所			
	◎利用実績			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	延べ利用人数(1号)	0人	0人	0人
延べ利用人数(2号)	0人	0人	0人	
量の見込み の考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出できなかったため、実際に見込まれる数値に基づき算出しました。			
確保方策の 考え方	1号認定等（幼稚園）の量の見込み 2人については、現在、飛騨市内に幼稚園がなく、設置の予定もないことから、他市町村への利用を勧めることで対応していきます。			

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数/年)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見 込み	1号認定	1人	2人	2人	2人	2人
	2号認定	0人	0人	0人	0人	0人
	新2号認定	1人	0人	0人	0人	0人
②確保方 策	特定教育・保 育施設	2人	2人	2人	2人	2人
	市内幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	市外幼稚園等	2人	2人	2人	2人	2人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

②幼稚園型以外

【事業の概要】

事業内容	保育園等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、お子さまを一時的に預かる事業です。		
対象年齢	0～5 歳児		
現 状	◎実施箇所数（平成 31 年度）		
	・一時預かり事業：7 箇所		
	・ファミリー・サポート・センター事業：1 箇所		
	◎利用実績（延べ利用人数）		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業	326 人	263 人	383 人
ファミリー・サポート・センター事業	398 人	236 人	228 人
合計	724 人	499 人	611 人
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。		
確保方策の考え方	現施設において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めていきます。		

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数/年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
①量の見込み	6,555 人回	6,238 人回	5,851 人回	5,566 人回	5,110 人回	
②確保方策	一時預かり	4,800 人回	4,568 人回	4,285 人回	4,076 人回	3,742 人回
	ファミサポ	1,755 人回	1,670 人回	1,566 人回	1,490 人回	1,368 人回
	合計	6,555 人回	6,238 人回	5,851 人回	5,566 人回	5,110 人回
②-①	0 人回					

(8) 病児保育事業

【事業の概要】

事業内容	保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育する事業です。										
対象年齢	0～小学3年生まで										
現 状	<p>◎実施箇所数（平成31年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児対応型：2施設</li> <li>・体調不良児対応型：1施設</li> </ul> <p>※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）における病児・緊急対応強化事業は本市では実施していません。</p> <p>◎利用実績（延べ利用人数）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病児保育事業</td> <td>60人</td> <td>195人</td> <td>222人</td> </tr> </tbody> </table>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	病児保育事業	60人	195人	222人
	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
病児保育事業	60人	195人	222人								
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。										
確保方策の考え方	病児対応型については、古川地区・神岡地区の2施設において病児保育を実施中です。今後も引き続き現状のサービスを保持し、供給確保を継続します。										

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	926人日	881人日	827人日	789人日	725人日
②確保方策 病児保育事業	926人日	881人日	827人日	789人日	725人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児分）

【事業の概要】

事業内容	子どもの預かり等の援助を行いたい者（協力会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織を設立し、依頼会員の求めに応じ、協力会員が子どもの世話を担う相互援助活動を行う事業です。										
対象年齢	小学生中学年まで										
現 状	<p>◎実施箇所数（平成 31 年度）：1 箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録会員数（平成 28 年度）：協力会員 30 人、依頼会員 285 人</li> <li>登録会員数（平成 29 年度）：協力会員 30 人、依頼会員 317 人</li> <li>登録会員数（平成 30 年度）：協力会員 28 人、依頼会員 341 人</li> </ul> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学児延べ利用人数</td> <td>11 人</td> <td>2 人</td> <td>3 人</td> </tr> </tbody> </table>				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	就学児延べ利用人数	11 人	2 人	3 人
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度								
就学児延べ利用人数	11 人	2 人	3 人								
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出できなかったため、過去 3 カ年の数値に基づき算出しました。										
確保方策の考え方	現状は、小学校中学年までしか対象にしていいため、当面このままで継続することにします。現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。										

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数/年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	5 人回				
②確保方策	5 人回				
②-①	0 人回				

※当市の事業は小学校中学年までしか対象としないため、量の見込みと確保方策も低学年のみに限定しました

(10) 妊婦に対する健康診査

【事業の概要】

事業内容	妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図るため、妊婦のいる全世帯に対し、妊婦の健康診査を実施する費用を助成する事業です。										
対象年齢	全ての妊婦										
現 状	<p>妊娠届出時に母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診券 14 回分を配布しています。基本的な健診部分（飛騨市が医療機関と委託契約した内容部分）について無料になります。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布対象者数</td> <td>145 人</td> <td>146 人</td> <td>106 人</td> </tr> </tbody> </table>				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	配布対象者数	145 人	146 人	106 人
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度								
配布対象者数	145 人	146 人	106 人								
量の見込みの考え方	0 歳児の将来推計人口を基に妊婦健康診査受診券の交付人数を算出しました。										
確保方策の考え方	既存の体制での実施を想定しており、今後も引き続き妊婦健康診査受診券を配布し、妊婦健康診査費用の一部（14 回分）を助成していきます。										

【量の見込みと確保方策】

(人/年)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	配布人数	112 人	108 人	104 人	98 人	93 人
確保方策	配布人数	112 人	108 人	104 人	98 人	93 人
	実施場所	飛騨市の委託医療機関				
	検査項目	基本的な健診部分（飛騨市が医療機関と委託契約した内容部分）				

(11) 利用者支援事業

【事業の概要】

事業内容	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する事業です。
対象	主に妊産婦、1歳未満児の保護者
現状	令和元年度より『にこにこルームまるん』をハートピア古川内に開設しました。主に、妊産婦と1歳未満児の保護者を対象として、助産師が妊娠・出産・育児等についての相談を受けたり、情報交換の場を提供しています。
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。
確保方策の考え方	現状において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めていきます。令和2年度には、より広域で活動できるよう神岡地区に設置箇所の増加を図ります。

【量の見込みと確保方策】

(設置箇所数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	母子保健型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
確保方策	母子保健型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	実施場所	飛騨市公共施設内				

(12) 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

【事業の概要】

事業内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
対象	要保護児童対策地域協議会構成員
現状	平成29年度より協議会の対象を「要保護児童とその保護者」から「要保護児童及び要支援児童とその保護者」、「特定妊婦」、「DV被害者」と広げています。福祉事務所内では「ワンフロア」に各部署を配置することで利用者の負担軽減だけでなく、円滑な連携に努めています。

【量の見込みと確保方策】

国や県の動向を踏まえるとともに、今後も機能強化について検討します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

事業内容	教育・保育施設などの利用者負担については、市の条例や規制により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具等の必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、副食材料費に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。										
対 象	子どもの保護者										
現 状	<p>令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の実費負担が必要となり、他市町村の新制度未移行幼稚園へ入園する本市広域委託者について、低所得世帯の場合、国基準の免除基準と同様に対象者に市費による補てんを行います。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> </tbody> </table>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	対象者数	0人	0人	0人
	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
対象者数	0人	0人	0人								
量の見込みの考え方	平成31年度は令和元年10月1日現在1件ですが、今後発生する可能性を考慮推計しています。										
確保方策の考え方	新制度未移行幼稚園に係る低所得世帯への副食費補てんについては、今後も引き続き対応していきます。										

【量の見込みと確保方策】

(延べ人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
②確保方策	1人	1人	1人	1人	1人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

**【事業の概要】**

事業内容	子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育園、地域型保育事業の整備を促進していくこととされています。しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的且つ継続的に事業を運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設の斡旋等を行います。
対 象	新規参入事業者
現 状	飛騨市では実施していない事業です。

**【量の見込みと確保方策】**

今後、新規事業者の参入があった場合には、既存機関と連携して対応することとします。

## 4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

---

### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方について

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることをめざしています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられています。

本市においては、現在ほとんどの児童を保育園で受け入れており、計画期間中は量の見込みを確保できていることから、当面は、保育園を主体に事業を行っていきます。

### (2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実について

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要となります。

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人一人の子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

本市においても、「児童の最善の利益のために」を保育理念に掲げ、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に進めるとともに、豊かな愛情を持って接し、児童への処遇向上のために知識の習得と技術の向上に努めていきます。また、地域子ども・子育て支援事業（14事業）のうち、本市では、12事業について既に実施済みであり、残りの2事業についても今後の市民ニーズを的確に把握し、より一層の充実を図っていきます。

### (3) 地域における教育・保育施設を行う者の連携について

少子化の進行、共働き世帯の増加などに伴う保育ニーズの多様化を背景に、多様で総合的な子育て支援が求められています。本市においては、公立・私立に関わらず、市内保育園長が集う代表者会議を年4回開催し、よりよい保育のため情報交換・情報共有を行っています。現在、代表者会議の参集は本市で通常預りをおこなっている保育所のみですが、新たな施設の設定など必要に応じて会議対象者の拡充等を検討していきます。

#### (4) 外国につながる幼児への支援・配慮について

外国籍の子ども達については、日本語能力が十分でない場合など、社会的困難を抱えている場合も多く、保育所等において、外国籍の子ども等が安心して過ごすことができる環境を整備することが重要であるため、「保育所保育指針解説」に示される

- ①子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること
- ②外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うように努めること

に配慮するため、保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国人等の子どもを多く受け入れている保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用を検討していきます。

#### (5) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育の質の確保・向上はますます重要になっていることから、下記に示すことなどを実践していきます。

##### ①保育所と小学校等との円滑な接続の推進

飛騨市学園構想や飛騨市保小中連携教育推進委員会等により保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、パンフレット等による連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、保育士等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、保育士等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて実施又は支援を行います。

##### ②保育士等に対する研修の充実等による資質向上

保育士等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進など）、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、公私・施設類型を超えた合同研修（保育所など）、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など）などを実施します。

##### ③処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等によるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図ります。

##### ④教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

各法令等に基づき特定教育・保育施設等に実施しなければならない複数の指導監督等について、県と市との連携を図り、監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるようにします。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

---

令和元年10月より、急速な少子化の進行及び幼児期の教育・保育は重要であるとして、総合的な少子化対策を推進するため、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、市町村の確認を受けた教育・保育施設の利用に関する給付制度が始まりました。

現在、本市においては、「教育・保育給付」として保育所、「施設等利用給付」として新制度に移行していない幼稚園、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となっています。なお、給付の対象として、保育の必要性がある3歳以上児は「施設等利用給付」において保育所等を利用していないこと、3歳未満児は「施設等利用給付」において非課税世帯に属することとされています。

本市では、「施設等利用給付」の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、毎月の実績を取りまとめて給付を行っています。なお、実績の取りまとめはひとつの係にて行うことで複数事業利用があった際にも過誤がないよう努めています。

また、法に基づく事務の執行や権限の行使について、岐阜県の協力を必要とする場合は、担当部署と調整し慎重に対応していきます。

## 第6章 子ども・子育て支援関連施策

本章では、第3章で示した計画の理念と3つの基本目標にもとづく施策の方向性を示し、それぞれの施策の方向性のもとに、計画期間中に本市が計画する各種施策を示します。

なお、本章で示す施策では、平成26年度まで行ってきた「飛騨市次世代育成支援対策推進後期行動計画」から継承し、第4章の評価、第5章で示した子ども・子育て支援新制度にもとづく事業を記載しています。

## 1 「子どもからの視点」に基づく施策の展開

### 健やかな成長を支援する基盤づくり

#### (1) 幼児期の教育・保育の充実

##### 1) 質の高い幼児教育、保育の提供

###### ①保育士の研修の実施

###### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・岐阜県主催（県保育研究協議会実施）各種研修会参加（中堅研修、未満児保育研修等）
- ・飛騨市保育研究会による研修会の開催
- ・岐阜県民間保育連盟主催各種研修会参加（園長研修、保育心理士公開講座等）
- ・食物アレルギー研修会を開催（H25-26）
- ・第53回岐阜県保育研究大会を飛騨市で開催（H27）
- ・発達支援センター主催の研修会等に参加

###### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

多様化する保育ニーズに対応できるよう、これまで参加してきた研修会等にこだわらず、積極的に各種研修会に参加し、その研修内容が本市の全ての保育士等に浸透するよう、職員同士連携し、お互いの質の向上を図ります。

- ・臨時保育士等の確保が困難となっている現状を踏まえ、その原因を調査し、対策を講じていきます。
- ・飛騨市保育研究会による研修会の中で、保育士が参加した研修の報告会等を開催します。

## 2) 多様な保育サービスの充実

### ①延長・休日・一時保育の拡充

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・延長保育の実施：さくら保育園において開所時間 12 時間を実施しています。
- ・休日保育の実施：市内全園児(公立・私立)を対象とした休日保育を宮城保育園にて実施しています。  
さくら保育園では祝日保育を独自事業として実施しています。
- ・一時保育受入れ体制の整備：全保育園において一時保育利用希望者の受入れを行っています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

全体として、利用実績や現状の保護者ニーズを再確認し、変化する保育ニーズと確保できる保育体制（保育士確保等）のバランスをとりながら、サービス拡充の検討を進めます。また、令和元年度から 2 園が民営化し、独自事業としての事業の拡充が期待されています。休日保育については、私立に移行しても、シフトも含め、当初事業のまま継続していきます。

- ・延長保育の実施：保護者のニーズを確認しながら、公立保育園（宮城、旭）での実施も検討します。
- ・休日保育の実施：保護者のニーズや利用実績等により神岡地区でも実施を検討します。
- ・一時保育受入れ体制の整備：園児数の問題や園行事等の都合により受入れできない状況とならないよう検討します。

### ②未満児保育の充実

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

未満児保育の需要が増加傾向にある中、働きたくても働けない保護者がある現状を踏まえ、特に女性の再就職を支援する為に、常に未満児の受け入れを行えるような体制作りを行っています。年度当初に入園申請をされた児童については、市内保育園へ入園することができています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・未満児保育の実施については、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果でも要望が多く、育児負担や母親の就労等に大きく影響を与えます。現在、当市において待機児童は「0」ですが、年度途中でも受け入れが出来るよう常に最低 1 名のフリー保育士を確保できるよう検討します。
- ・宮城保育園での未満児受け入れの拡充を図っていきます。
- ・保育士登録制度を広く周知していきます。

### ③病児・病後児保育の体制整備

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・増島保育園では、園内にて体調不良児保育を実施（H23.3.14 開始）しています。
- ・平成 23 年 10 月よりファミリーサポートセンター事業にて病後児保育を実施しています。
- ・古川地区、平成 28 年 10 月より特別養護老人ホーム「あさぎり」内にて病児・病後児保育室「む〜みん」を開設しました。
- ・神岡地区での実施に向け、平成 30 年 4 月より社会福祉法人と委託契約し、特別養護老人ホーム「たんぼぼ苑」内にて、病児保育室「たんぼぼキッズ」を平成 31 年 4 月開設しました。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

##### ○病児・病後児保育

- ・神岡地区は事業実施しながら設備に対する問題点を洗い出し、更なる施設改修も検討します。
- ・古川地区に関してはこれまでの実績を踏まえ、課題の洗い出し及び神岡地区との意見交換会など実施のうえ市全体の事業内容の充実を図ります。

##### ○体調不良児室の設置

- ・実施施設である増島保育園と委託契約を締結する際、現場からの課題や意見を聞き取り、国及び市の実施要綱を踏まえた事業内容となるよう見直しを実施します。

### ④市立保育園の運営体制の検討

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- 全国一律のサービスではなく、地域の実情に合わせた延長保育や未満児保育等に対応した施設の整備、市街地と周辺の保育ニーズに合わせた保育園の運営体制を検討しています。
  - 公的責任を堅持しつつ、民間活力の導入も取り入れた中で、公立保育園のあり方を検討しています。
  - ・保育サービスが地域により不均衡が生じないことを基本に取り組んでいます。
  - ・指定管理での運営であった増島保育園とさくら保育園を完全民営化（私立化）しました（平成 31 年 4 月）。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、平成 29 年度に保護者アンケートを実施のうえ、増島・さくら両園を完全民営化（私立化）する方針とし、市民説明会等実施しH30年度を指定管理最終年度に変更しました。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

各種既存サービスの拡充と新規サービスの導入を検討します。

**⑤多子世帯に対する保育料及び副食費の優遇**

**◆◆ 取組みの現状 ◆◆**

多子世帯に対する保育料優遇に取り組んできました。

【平成 18 年度】本市の保育料単価を統一（3 歳未満児は 70%、3 歳以上児は 50%）

【平成 19 年度】第 3 子以降の保育料について無料化を実施（H19.10～）

【平成 21 年度】全ての階層において一律 3,000 円／月減額

第 3 子以降の保育料について、一律無料化を第 4 階層以上 1/2 に変更

【平成 24 年度】未満児保育料一国基準の 70%→50%に軽減し、第 6 階層以上は一律

【平成 25 年度】児童の属する世帯に 18 歳未満の児童が 2 人以上いる場合、同時入所に関わらず第 2 子は半額、第 3 子以降は無料化を実施

【平成 31 年度】国の保育料無償化施策に伴い、市独自で副食費免除を実施（児童の属する世帯に 18 歳未満の児童が 3 人以上いる場合、第 3 子無料化を副食費にも適用）

**◆◆ 施策の方向 ◆◆**

多子世帯に限らず、就学前児童を有する世代は若年で収入も全般的に低い傾向にありますので、子育て世代の負担を軽減するため、現状の市独自の優遇措置を維持しつつ、保育料及び副食費の検討を行います。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・サービスの充実

1) 児童の健全育成

①放課後児童クラブの充実

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後（授業終了後）及び長期休業期間等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行なうことにより児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりを目的としています。

名称	開設場所	開設日等
古川児童クラブ	古川小学校内特別活動室	○月～金曜日の授業日⇒午後 2:00～6:00
古川西児童クラブ	古川西小学校内小体育室	○学校行事による振替休日⇒午前 7:30～午後 6:00
河合・宮川児童クラブ	河合小学校内	○長期休業期間⇒午前 7:30～午後 6:00
	スクールバス車庫 2 階和室	○第 1・3 土曜日⇒午前 8:30～午後 5:30
神岡児童クラブ	神岡小学校内小体育室	※土曜日については古川・古川西・神岡のみ開設

◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・利用児童数が大幅に増加した場合には、学校側と教室の利用について協議します。
- ・利用児童の増加に対応できるよう職員体制の強化に努めます。
- ・支援の必要な児童が利用できるよう、発達支援センターと連携します。

②全天候型の遊び場の充実

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

冬の長い本市の特徴に対応し、全天候型の子どもの遊び場を確保し、自由に施設を利用できる安全な環境を整備することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。

名称	開設場所	開設日等
子どもの遊び場	ハートピア古川 2F 多目的ホール	○国民の祝日⇒午前 9:30～午後 3:00 ○第 1・3・5 土曜日⇒午前 9:30～午後 3:00 ※年末年始を除く

◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・神岡地域、河合・宮川地域での全天候型の遊び場確保を行います。
- ・年齢に合わせた遊具を設置するなど、安全に楽しめる空間を整備します。

## 2) 次代の親を育成する取り組みの推進

### ①中学生と乳幼児のふれあい体験学習

#### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

実際の赤ちゃんとのふれあいを通して、生命の大切さや親の愛情を感じとる機会として中学生を対象に「赤ちゃんふれあい体験教室」を実施しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

これまでの施策を継続し、中学校の授業の中に「いのちの教育」として取り入れ、3年生全員を対象に赤ちゃんとのふれあう機会を設けます。

### ②学校健康教育の充実（思春期保健対策の充実）

#### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

- ・市内各小中学校では、年度当初に健康教育全体計画を作成し、それに基づき計画的に性教育や喫煙・飲酒防止教育、薬物乱用防止教室などを実施し、思春期における健康教育に関する正しい知識の習得に努めています。
- ・市内高等学校において、医師による性教育を実施しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・市内全小中学校において、市学校教育の健康教育指導の重点「運動に親しみ、食育にも関心をもって、進んで健康で安全な生活を送ろうとする態度を育てます。」にもとづき推進します。
- ・市内高等学校での性教育を継続します。

### 3) 子どもの居場所づくり

#### ①児童公園の整備

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・遊具施設の年次点検による修繕・更新
- ・飛騨市長寿命化計画による公園施設の整備
- ・トイレ修繕工事（増島児童公園、向町公園、杉崎公園、坂巻公園、釜崎公園）

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・毎年、遊具施設の安全点検を実施し、危険性の高い遊具の修繕・更新を行います。
- ・毎月、日常点検（パトロール）を実施し、危険箇所等の把握及び修繕を行います。
- ・飛騨市長寿命化計画に沿って各都市公園の整備を行います。

#### ②図書館・公民館等の活用

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・【乳幼児向け読み聞かせ】

飛騨市図書館及び神岡図書館では、毎月第4木曜日に「ぴよぴよタイム」の実施と会員制による読み聞かせの会「ひよっこひろば」を毎月第2金曜日に実施

- ・【幼児～小学校低学年】

飛騨市図書館では、毎週土曜日に読み聞かせの会「やんちゃっこタイム」、神岡図書館では、毎週第1土曜日に「きらきらタイム」を実施

- ・【男性ボランティア】

神岡図書館では、不定期ですが「かみかみに～さんズ」による読み聞かせを4回／年実施

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・少ない人数でも、それを生かした職員と参加者、また参加者同士が密になれる企画内容を検討します。
- ・ボランティア確保のための広報活動として新たに SNS の活用や、学校司書等外部にも協力を依頼します。

**③みんなの居場所づくり**

**◆◆ 取組みの現状 ◆◆**

- 市では、年齢を問わず孤食や個食の改善を目的に食事を提供し、加えて高齢者の集い、子どもの学習や遊び及びそれらを支えるボランティア活動の場となる場所を提供する団体等を募りその活動に対し補助を行っています。
- 現在は、古川町内に子ども食堂が3ヶ所、支援が必要な子どものためのトワイライト型1ヶ所、神岡町にみんな食堂1ヶ所開設されています。
- 古川町では毎週土曜日の昼食時間にいずれかの子ども食堂が開設、トワイライト型は、毎週火曜日と木曜日の夜、神岡町では、毎週木曜日の夜間に開設されています。

**◆◆ 施策の方向 ◆◆**

- 食堂の必要数を把握することが困難であり、差別やいじめにつながる可能性があるなど、配慮が必要な面があるため、誰もが気軽に利用できる環境の整備に努めます。
- 開設者が長期間にわたってサービス提供ができるよう運営費の助成を継続するなど、様々な角度から支援を実施します。
- 新たな支援者が参入しやすいよう活動のPRと補助を実施します。

2 「保護者からの視点」に基づく施策の展開

II 産み育てることに喜びと楽しさを感じる環境づくり

(1) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進

1) 子どもの成長に合わせた心と身体の健康づくり

①不妊・不育症治療への支援

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部、専門医による不育症治療に要した費用の一部を助成しているほか、通院費についての助成を行っています。また、一般不妊治療に要した費用についても一部助成を行っています。

特定不妊治療費	1回30万円を上限に10回まで助成
一般不妊治療費	1年度あたり5万円（自己負担額の1/2）を上限に2年間まで
不育症治療費	1回あたり30万円（自己負担額の1/2）を上限

◆◆ 施策の方向 ◆◆

・生殖医療技術が進歩するなか、国・県の状況に合わせて助成の内容について見直していきます。

②健康診査費助成事業の実施

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

妊産婦の健康管理と新生児の聴覚障害を早期発見するために、下記の事業を実施しています。

- ・新生児聴覚検査費助成事業
- ・妊婦一般健診費助成事業
- ・妊婦歯科検診費助成事業
- ・産後2週間健診費助成事業
- ・産後1か月健診費助成事業

◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・新生児聴覚検査費助成事業の継続
- ・妊婦一般健診費助成事業の継続及び検査内容・助成額の検討（高山市との連携が必要）
- ・妊婦歯科検診費助成事業の継続
- ・産後2週間健診費助成事業の継続
- ・産後1ヶ月健診費助成事業の継続

**③乳幼児健診・相談事業の充実**

**◆◆ 取組みの現状 ◆◆**

乳幼児に対して、問診・身体計測・診察・保健指導及び発達・栄養・育児等の相談を実施しています。

- ・乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施
- ・フォトスクリーナー装置を用いた眼科検査の実施（3歳児健診時）
- ・乳幼児相談（3か月児、7か月児、12か月児、2歳児、子ども相談）の実施

**◆◆ 施策の方向 ◆◆**

- ・集団指導と個別指導を取り入れた、現体制の乳幼児健診と相談事業を継続していきます。
- ・尿中塩分濃度を測定（3歳児）し、家庭での減塩をすすめます。

**④妊産婦の保健指導の充実**

**◆◆ 取組みの現状 ◆◆**

お母さんが安心して、出産、育児することができ、お子さんが心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。

母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付に合わせ、妊娠中の過ごし方・食生活等についてアドバイスを行い、妊婦健康診査など各種サービスについて周知します。
パパママ教室（両親学級）	妊娠・出産・育児に対する正しい知識の啓発やオムツ交換、沐浴等の体験を行い、夫婦ともに協力して子育てができるようアドバイスします。
妊婦訪問	1～2か月後に出産を控えた妊婦さん全員を保健師・健康相談員が訪問します。
赤ちゃん訪問	「エジンバラ産後うつ病質問票」を用い、産後うつの早期発見に努めます。

**◆◆ 施策の方向 ◆◆**

- ・母親が安心して出産・育児できる体制を整えます。
- ・妊婦訪問 100%実施を継続します。

**⑤産後ケア助成事業**

**◆◆ 取組みの現状 ◆◆**

産後の母子の心身のケアと育児不安の解消のために、医療機関における宿泊型やデイサービス型産後ケア、助産師による家庭訪問型の産後ケアの利用に対して、利用料の7割を助成しています。

○利用者数

年度	訪問型	宿泊型
H30	2人	2人
R1 (R2.3.9 現在)	7人	0人

**◆◆ 施策の方向 ◆◆**

対象者を現在の生後4か月までの子を持つ保護者から、生後1年までに拡大し、身体的にも精神的にも負担の大きい産前産後の母子支援の強化に努めます。

**⑥子育て支援ヘルパー派遣事業**

**◆◆ 取組みの現状 ◆◆**

妊婦及び生後6か月までの子をもつ保護者で、家族等から日中に家事等の支援を受けられない場合に、ヘルパーが訪問してサポートし、1時間あたり300円の自己負担金で利用できるようにしています。

・R1 年度利用者数 (R2.3 現在) 5人

**◆◆ 施策の方向 ◆◆**

事業を継続して、身体的にも精神的にも負担の大きい産前産後の母子支援の強化に努めます。

## 2) 小児医療体制の充実

### ①予防接種の実施

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

予防接種の実施については、未就園児には乳幼児健診・相談において直接保護者に説明・勧奨し、それ以外の対象者については、個別通知しています。未接種者に対しては、電話・文書により個別に接種勧奨を行い、接種率の向上を図っています。

名称（定期予防接種）	標準的接種期間	回数等
B型肝炎	2～8 カ月未満	3回
ヒブ	2～7 カ月未満	1期初回：3回
小児肺炎球菌		1期追加：1回
四種混合	3～12 カ月未満	ヒブ、肺炎球菌は接種時期によって回数が異なる。
二種混合	11歳	
BCG	5～8 カ月未満	1回
麻しん・風しん	1期：1歳	1期：1回
	2期：保育園年長児	2期：1回
水痘	1～3歳未満	2回
日本脳炎	1期初回：3歳 追加：4歳	1期初回：2回 追加：1回
	2期：9歳（特例対象者：20歳まで）	2期：1回
子宮頸がん	中学1年生の女子 （国は積極的には進めていない）	3回 接種するワクチンによって接種間隔が異なる。

※任意予防接種助成対象（おたふくかぜ・季節性インフルエンザ・風しん・ロタウイルス※2）

※2 ロタウイルスは令和2年10月より定期接種となります。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・予防接種法及び国の指導を遵守しながら、安全な予防接種の実施を図っていきます。
- ・予防接種の必要性の理解に努め、接種率を維持します。

### ②救急・夜間医療機関の周知・徹底

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

医療機関と連携し、緊急・夜間医療情報をホームページへ掲載し、また「子どもの急病ガイドブック」を配布して周知に努めています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

ホームページへの掲載及び「子どもの急病ガイドブック」の配布を継続しながら、必要に応じ、広報への掲載を行い、小児救急医療体制について市民への啓発に努めていきます。

### ③乳幼児医療費助成制度

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

乳幼児（住所が飛騨市で、中学卒業するまでの子ども）を対象に、保険適用医療費の窓口負担額を無料化し、乳幼児期の病気の重症化の予防や、健やかな成長を支援し、子育て支援しています。

- ・0歳から6歳の年度末までは県と市で1/2ずつを負担
- ・6歳から15歳の年度末までは市単独で負担

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

子どもの医療費助成は、保健の向上に寄与し、保護者の負担を軽減する子育て支援として、益々重要な位置付けにあります。今後も当事業を通し、医療の安心提供、並びに、適切な受診の啓発を実施し、健全な福祉医療運営に努めていきます。

- ・16歳から18歳の年度末までは市単独で負担（令和2年度より）

### 3) 食育の推進

#### ①妊婦・乳幼児の栄養指導の充実

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

母子健康手帳交付時と乳幼児健診・相談時に、妊婦や乳幼児の望ましい食事について栄養指導を実施しています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・対象者の食や健康に関する情報を把握し、対象者の要望や健康課題に合った指導内容に、随時見直し、充実させていきます。
- ・個別栄養指導を増やし、個々の悩みや課題解決につなげていきます。

#### ②農作業や調理を取り入れた食指導の推進

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・保育園では、食事の指導とクッキング保育に取り組み、各園の菜園による農業体験や食育ボランティア・市の栄養士による紙芝居やエプロンシアターなどにより分かりやすい食育指導を行い、また、保護者には「園だより」「給食だより」「給食試食会」などを通じて食習慣の啓発をしています。
- ・各園において、様々な農作物を園の菜園で栽培しており、収穫した作物を園児によるクッキング等の園行事や園給食に利用しています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・園児が興味を持って楽しく学べるような食育活動を検討し積極的に取り入れます。
- ・市内の公立保育園で食育教室の継続します。
- ・地元の旬の食材、地域の伝統食に触れる機会を増やします（地産・地消の取り組み）。
- ・食農教室の継続化します。
- ・職域の異なる栄養士の連携を強化します（保育園、保健センター、給食センター）。
- ・JA、農林部、企画部等との連携をより強化し、食育事業の拡充を図ります。
- ・保護者にも給食及び食育について興味関心を持ってもらい取り組んでもらえるように支援を継続します。
- ・アレルギーに配慮した給食を提供します。

## (2) 安心と喜びの子育て

### 1) 家庭教育の充実

#### ①家庭教育学級の充実と交流促進

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

市内保育園や小中学校と連携し、保護者が主体となった講演会・親子活動等の家庭教育学級を開催し、保護者が親として学び、成長する機会とするとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成や心身の調和とれた発達を図り、親子の健やかな成長につなげています。また、親子行事などの交流活動を通じて、親子や親同士のコミュニケーションの場としても活用しています（乳幼児については、市が主体として開催）。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・学級の運営については、子育て支援センター、保育園、学校等との連携を図りながら、子どもの成長段階にあわせた親の学びの場を提供します。
- ・岐阜県家庭教育支援条例に基づき、県との連携によるリーダー研修の開催などを行い、家庭教育学級担当者の育成と内容の充実を図ります。

#### ②子育て支援・家庭教育関係部署の連携強化

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

乳幼児期から小中学生の期間を通じて、教育委員会・市民福祉部など庁内の各担当者が、子育て支援や家庭の教育力向上に取り組んでいます。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・現在の飛騨市の現状を踏まえた上での研修会、連携会議などを行います。
- ・部会の開催は各種子育て団体や庁内担当者が集まり、情報共有できる重要な場と位置付け、継続して開催します。

## 2) 子育て支援センター等の機能強化及び子育て支援事業の充実

### ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

子育て中の親たちが気軽に集い、子どもを遊ばせながら、親同士が自由に悩みや意見交換ができる交流機会の拡充を推進しています。

- ・子育て支援センター 3箇所（古川、神岡、河合宮川）
- ・出張ひろば 2箇所（諏訪田、宮川）
- ・子育てステーション 2箇所（増島、さくら）
- ・地域出張支援（神岡 H31 3ヶ所で開催）
- ・地域出張支援（宮川 H31 1ヶ所で開催）
- ・土曜日開所（古川、神岡 それぞれ月2回）

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・各施設に良さがあるため、それぞれの良さをPRしていきます。
- ・父、祖父母など母以外にも施設を利用してもらい、育児理解を深める方法を検討していきます。

### ②子育て等に関する相談・援助の実施

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

気軽に相談できる窓口として、子育て支援センターで子育てに関する相談業務を行っています。相談内容によって適切な窓口につなげる体制と連携を図っています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・手軽な手法での相談対応を検討します。
- ・ホームページへ相談に関する情報を掲載しPRします。

### ③地域の子育て関連の情報の提供

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

子育てに関する情報の発信を行っています。

- ・ホームページの全体更新 年1回（随時更新）
- ・子育てガイドブックの発行 年1回
- ・ほっと知るメール配信 随時

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

情報発信の充実に努めていきます。

- ・ほっと知るメールひだを活用した情報発信を行うため、メール登録者を増やしていきます。より活用できる情報発信方法について検討します。
- ・ガイドブック等の紙媒体の充実（活用のしやすさ）
- ・ホームページの充実（随時更新）

### ④子育て及び子育て支援に関する講習などの実施

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育てサポーターや子育て支援に携わる方を対象に、子育て支援を行う中で必要とされる知識を学ぶ場を提供しています。

- ・子育てサポーターとしての資質向上を目指し、子育てサポーター養成講座を実施
- ・サポーターの新規登録の推進

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

知識を学ぶ場の拡充に努めていきます。

- ・夜間や休日講座を開催し参加率の向上を図ります。
- ・孫育て中の世代を対象とした講座内容を充実します。

### ⑤ブックスタート事業の継続

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

絵本の読み聞かせや対話を通じ、親子の絆を深め、乳幼児の健やかな心の発育を促せるよう、絵本を介した子育て支援事業を実施しています。

- ・ファーストブック（3か月児相談時に絵本を2冊）
- ・セカンドブック（3歳児に図書館にて5冊の中から好きな絵本を1冊）

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

保護者からの事業継続の要望は高く、ボランティアの読み聞かせは参考になるとの高い評価があり、ニーズを把握しつつ今後も同内容で事業を継続していきます。

### ⑥入園・入学準備品支援事業

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

子育て世代の経済的負担軽減及び子育て環境の充実を図るため、保育園、小学校、中学校、高校に入園・入学する保護者に対し、入園・入学に際し必要となる制服等の購入費用についての補助金を交付しています。

- ・保育園入園準備品（上限1万円）
- ・小学校入学準備品（上限2万円）
- ・中学校入学準備品（上限6万円）
- ・高校入学準備品（上限3万円）

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

周知、情報収集をおこなうことで、市民のニーズを踏まえより良い事業に展開していくよう検討を行います。

### (3) 支援を必要とする児童生徒への取り組みの推進

#### 1) 児童虐待防止体制の連携強化

##### ①相談体制の充実

###### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

虐待の早期発見・早期対応について、相談窓口のPR及び、保健・保育・教育等関係機関との連携により情報集約に努めています。また、関係職員は、各研修に参加して資質の向上を努めるとともに、子ども相談センターとの連携により、早期対応を図っています。

###### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

相談体制の充実に努めていきます。

- ・関係機関との連携の強化
- ・相談窓口のPR
- ・専用ダイヤルの開設
- ・職員の専任化
- ・各種研修受講による職員の資質向上
- ・各機関連携のための情報整備

##### ②要保護児童及びDV対策地域協議会の充実

###### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

子ども相談センター、警察署、福祉事務所、保健センター、医療機関、教育委員会などの関係機関で構成する「要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置し、虐待・不登校等要保護児童の早期発見・早期対応を推進しています。平成29年度には児童だけでなく、DVも加えることで拡充を図っています。

###### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・現状の体制を維持し、情報の収集・共有を図るとともに、協議会の開催頻度等を検討することで各問題の終結に向けて対応を図ります。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業が実施できるよう関係機関との連携を強化し、支援調整機能が持てるよう検討します。

## 2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

### ①自立支援への相談体制の強化

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

ひとり親家庭等のより安定した子育てや就業、生活ができるよう支援するため、必要なサービス等の情報を提供するとともに、飛騨子ども相談センターなどの支援実施機関と連携を図り、サポート体制の充実が必要となっています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

養育費の確保に向けた支援など専門的知識を得、養育費相談支援センター等と連携を図ります。

### ②経済的支援の実施（母子・父子家庭等医療費助成制度／児童扶養手当制度）

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・母子・父子家庭等医療費助成として母子父子家庭の親子（年度末時点で18歳未満の子とその親）に対し、医療費助成を行っています。
- ・18歳になった年度末まで孤児に対する医療費助成を行っています。
- ・離婚等でひとり親家庭になった方や、父母が重度の障がいを持つ方に児童の心身の健やかな成長を図るため、児童扶養手当を支給しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・ひとり親家庭等の医療費助成は、保健の向上に寄与し、保護者の負担を軽減する子育て支援として、ますます重要な位置付けにあります。今後も当事業を通し、医療の安心提供、並びに、適切な受診の啓発を実施し、健全な福祉医療運営に努めていきます。
- ・「児童扶養手当」認定請求時における手当額の判定について、年々制度が複雑化しているため返還が生じないように正しい事務執行に努めていきます。

### 3) 障がい児支援体制の充実

#### ①発達に応じた適切な療育の推進

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・保健事業に参加し、早期発見、早期支援に取り組んでいます。
- ・児童発達支援事業にて、発達に合わせた遊びの提供や、愛着の形成を図り、親子療育を実施しています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

家庭や保育所、学校、相談支援事業所との連携および一貫した支援方針に基づく支援をします。

#### ②保育園での障がい児受け入れの促進

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

- ・基準に照らした保育士の加配、受け入れ体制の充実を推進しています。
- ・統合参観や保育士研修等を通じて障がい児への理解を深めています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・発達支援センター主導により、加配配置基準又は審査会のあり方を検討します。また、センターでは就労までの継続支援をする方向となっている為、保育園では現行の体制を維持します。
- ・加配保育士の確保方策の検討をします。
- ・4カ年にわたるCLMの取組みに経験を生かし、飛騨市独自の個別支援計画策定の見直し・充実を図ります。また、加配保育士含め保育士のスキルアップを図ります。

### ③発達における相談の充実

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

市発達支援センターを中心とした相談支援事業の充実を図り、相談窓口の一本化、情報を集約するとともに、保健・保育・教育・福祉・医療といった関係機関と連携しながら相談体制を構築しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

相談窓口を集約し、相談者にわかりやすい体制に改善します。又、専門性の高い職員が対応できるようにしていきます。

### ④特別支援教育を通じた学級環境の充実

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

市内の小中学校の通常学級において、発達障がい等で様々な支援を必要とする児童生徒に対し支援員を配置し、学級・教科担任の指導・支援に加えて校内における学習面・生活面の活動を支援し、所属する学級・学年・学校全体の学習習慣の確立を図り、一人ひとりの学力向上を目指しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・児童生徒支援員を計画的に配置し、通常学級を中心に支援を必要とする児童生徒に対して、校内における学習面・生活面の活動支援を行います。
- ・児童生徒支援員を配置することにより、全児童生徒の学力向上を図る。

### ⑤経済的支援の実施

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

心身障がい児の福祉の増進を図るため、障がいを持つ子どもを抱える家庭の経済的援助を行っています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

継続していきます。

3 「地域からの視点」に基づく施策の展開

III 子育てを地域全体で支えあう体制づくり

(1) 地域による子育て支援の輪を広げる

1) 子育て支援のネットワークづくり

① 育児ボランティア活動の育成と支援

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

地域のさまざまな育児ニーズに対応していくため、子育て仲間や子育て経験者などが行う各種のボランティア活動を積極的に支援し、活動の輪が広がるよう努めています。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

継続し、以下の事業に取り組むよう努めます。

- ・市事業への起用と情報提供
- ・ウェブサイトや広報を利用しボランティア会員の新規募集
- ・各種講習会や研修会への参加の斡旋

② ファミリー・サポート・センター事業の充実

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

一時的に子どもを預けたい保護者と預かりたい子育てサポーターが会員となり、仲介する子育て相互支援事業で民間のサポート団体「スマイルキッズ」が市の委託を受け子育て支援の活動を行っています。令和元年度より乳児託児を開始し、対象の範囲を拡大しました。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

提供会員登録者数を増やし、活動件数の増加を推進します。

- ・報酬額を見直し
- ・事業の周知（PR）

## 2) 子どもの活動拠点の充実

### ①子どもたちのボランティア活動の推進

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

子ども会、ジュニアリーダー活動を通じてボランティア活動の啓発を行っています。ジュニアリーダーは市内の中学1年生～高校3年生の生徒で構成されており、現在16名が入会しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

以下に取り組むよう努めます。

- 多くの中高生がジュニアリーダー活動にて地域活動に参画し、地域での体験学習を通して課題解決能力やリーダーシップ等を学べる団体を目指します。
- 育成者の人材確保のために、シニアリーダークラブを立ち上げ、高校を卒業したジュニアリーダーが指導者としてジュニアリーダークラブに関わりを持ち続けられる環境作りをします。

### ②スポーツ少年団活動の推進

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

子どもたちのスポーツ活動参加の場としての「スポーツ少年団」を育成・支援しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

子どもたちへの直接的な活動はそれぞれの単位団で実施することになるため、これらの単位団をまとめることや、単位団の運営をサポートすることのほか、指導者や育成者を対象とした研修会の実施、単位団や団員相互が交流をする取り組みを進めていきます。

これらの取り組みのほかに以下の取り組みを検討します。

- 子どもたちを育てる同じ立場として種目にとらわれない指導者間の交流など
- 小学校低学年期は、運動により神経系の発達が促進されることから、地域総合型スポーツクラブとの連携強化及び低学年団員の加入強化

**③さまざまな活動拠点の支援**

**◆◆ 取組みの現状 ◆◆**

地域の専門的な知識や技能を有した方を授業等の学校支援者として招聘し、児童生徒の学習の指導援助を行うことで、より充実した教育活動と共同教育を推進するとともに、ふるさと飛騨市を愛する心を育てています。

**◆◆ 施策の方向 ◆◆**

学校支援者及び部活動外部指導者を計画的・有効的に活用し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進しながら、創造性に富んだ特色ある教育活動を実践します。

### 3) 地域性を活かした体験学習の充実

#### ①体験学習の充実

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

地域の専門的な知識や技能を有した方を授業等の学校支援者として招聘し、児童生徒の学習の指導援助を行うことで、より充実した教育活動と共同教育を推進するとともに、児童生徒のふるさと飛騨市を愛する心を育てています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

専門的な知識や技能を有した地域の人材を確保するとともに、地域に根ざした人材づくりを推進します。

#### ②祭りや伝統文化の伝承

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

飛騨市は、自然や歴史に育まれた祭りなどの行事や伝統文化があり、これらの取組を通して人々や地域は深くつながっています。総合的な学習の時間等で、これらの大切な祭りや伝統文化等への興味・関心を高める学習を行い、ふるさと飛騨市を愛する心を育てています。

- ・古川小：古川祭り参加、古川の歴史文化学習
- ・古川西小：地域の祭り参加、ふるさと巡り体験
- ・河合小：子ども歌舞伎披露
- ・宮川小：古太尽披露
- ・神岡小：神岡祭り参加、太子踊り披露
- ・山之村小中：船津座公演
- ・古川中：古川祭り参加
- ・神岡中：神岡祭り参加

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

市内全小中学校において、市学校教育の郷土教育指導の重点「飛騨市の自然、歴史、人、文化に親しむ教育活動に取り組み、郷土に生きる人々の思いや生き方、その価値を学び、ふるさと飛騨市を愛する心を育てます。」を推進し、地域の伝統行事に積極的に参加する子どもを育むよう努めます。

### ③スタディサポーター（学習支援員）の配置

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

市内の小中学校には、様々な要因により不登校・不登校傾向にある児童生徒がいますが、こうした児童生徒の中には、授業に参加することは難しいが自分なりのペースで学習したい、自分の進路を切り拓くために学習をしたいという思いを持つ子どもがいます。

スタディサポーター（学習支援員）を配置し、こうした児童生徒への個別の学習支援を行うことで、中学校卒業後の進路を切り拓くことや引きこもり防止対策につなげることを目指します。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

古川中校区、神岡中校区に学習支援員を配置し、不登校・不登校傾向にある児童生徒への個別の学習支援を推進します。

## (2) 子育てと仕事の両立支援の充実

### 1) 両立しやすい職場環境づくり

#### ①女性の働きやすい職場環境整備の啓発

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

これまで出産、育児、介護等で思うように働くことができなかった女性などが、働きやすい職場環境となるように受け入れる企業側をはじめ、市民の意識改革から取り組んでいます。市としては、積極的に受け入れ体制を整えようとする企業に対し支援を行っていきます。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

平成27年3月に「飛騨市女性活躍推進基本条例」を制定し、女性社会進出促進補助金の活用により、職場環境の改善に向けた周知活動を行っているところですが、今後ひとり親社員へのバックアップを行う企業への支援等も検討していきます。

#### ②企業PRサイトで市内優良企業の取り組み紹介

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

市内企業の情報を一元化した「企業ステーションHida」にて、子育て環境に配慮した優良企業を紹介し普及拡大に努めています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

規模の大きな事業所を中心に周知を進めてモデル事業所として紹介することで、未実施の企業に対して取り組みを始めてもらえるようにしていきます。

(3) 安全で子育てにやさしい生活環境づくり

1) 安全で快適な公共施設などの整備

①公共施設等のバリアフリー化の推進

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

子育て家庭にやさしい公共施設の整備促進

- ・乳幼児親子、高齢者、障がい者が多く利用するような公共施設のバリアフリー化に努めています（トイレの洋式化、玄関自動ドア・ユニバーサルシート・ベビーチェア・授乳室等の設置）。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・古川町公民館 玄関自動ドア設置、ベビーチェア設置
- ・河合町公民館 玄関自動ドア設置
- ・宮川老人福祉センタートイレ洋式化、段差解消

## 2) 交通安全への取り組み推進

### ①道路環境対策の推進

#### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

あんしん歩行エリア整備計画や交通安全プログラムに基づき、歩道整備や通学路に対する交通安全対策を実施しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

これまでの整備方針を継続し、歩道整備や通学路等の安全対策を推進します。

### ②交通安全教育の推進

#### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるために、警察署、交通安全協会などと協同して交通安全教室の開催や啓発用品を配布しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

啓発用品を配布し、新入生を対象に交通安全の啓発を図ります。

### ③関係機関の連携

#### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

子どもを交通事故から守るために、地域や交通安全協会など各種団体と連携・協力体制の強化を図り、地域ぐるみで交通安全防止対策を推進しています。

※各季節に実施される交通安全運動や毎月1日・15日の街頭指導など地域ぐるみの活動

春の全国交通安全運動（4月） 夏の交通安全県民運動（7月）

秋の全国交通安全運動（9月） 年末の交通安全県民運動（12月）

※小中学校における歩行、自転車利用時の交通事故防止指導（飛騨地区交通安全協会）

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

飛騨地区交通安全協会を中心に、飛騨警察署の協力を得て、飛騨市交通安全対策協議会（会長市長）として、今後も交通安全防止対策を推進します。

### 3) 地域ぐるみの子どもを見守る活動の推進

#### ①地域による見守りや声かけ活動の醸成

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

「地域のおじさんおばさん運動」推進のほか、地域から子どもたちへのあいさつ、あたたかい言葉かけ運動など、地域の子どもの地域で見守り育てていく取り組みを実施しています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・今後も継続して「地域のおじさん・おばさん運動」を含めた青少年健全育成キャンペーンを実施し、より質の高い運動となるように広く周知していきます。
- ・青少年健全育成について考えたり話したりする機会（場所）の提供や、チラシ・啓発グッズを活用した呼びかけなどを実施し、地域の子どもに対する見守りや声かけがしやすい環境作りを目指します。
- ・会員登録をした方々が実際に地域で活動できるよう努めます。

#### ②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

青色回転灯を装着した自動車以防犯パトロールを実施しています。今後も青少年の非行防止について、市、警察、学校などの関係機関、青少年健全育成諸団体と地域ぐるみで取り組みます。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

今後も継続していきます。

### ③飛騨市青少年育成推進連絡協議会の取り組み

#### ◆◆ 取り組みの現状 ◆◆

- 青少年育成推進員を中心とした地域ぐるみの青少年健全育成活動の普及・実践に努めています。
- 青少年育成関係組織相互の連携協力や情報共有など、協議会全体で取り組む青少年健全育成の推進に努めています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- 推進員を対象とした研修会や、推進員相互の意見交換や懇談ができる機会を設けるなど、推進員の意識向上を図るとともに、2期以上続けて務める人材の育成を進めます。
- 地域の実態に即して、例年の活動以外の事業も検討します。
- 「家庭」「学校」「地域」の連携強化と、これらが一体となって子どもたちの健全育成に取り組めるようサポートしていきます。

4) 子育て世帯を支える環境整備

①住宅新築・購入支援助成事業

◆◆ 取組みの現状 ◆◆

これまで人口減少対策の一環として、転入世帯、若年世帯及び三世帯同居世帯を中心に住宅取得を支援してきましたが、更なる移住・定住を促進するため、平成30年度からは補助要件を緩和し、市内で住宅を新築又は購入される、全ての方が対象となる制度に拡充するとともに、転入・移住世帯の方への助成金を増額し、人口減少の緩和及び子育て世帯への支援を図っています。

・住宅の購入価格に応じて基本助成額を定め、転入世帯及び市内建築業者施工の場合に助成額の加算を行い、最大100万円を助成します。

◆◆ 施策の方向 ◆◆

市のホームページや広報誌等を利用して幅広く周知を行い、事業の促進を図ります。

## 4 「飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開

---

### (1) 飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業

#### ①子育てサロン事業

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

平成23年10月から、飛騨市より子育て創生事業の補助を受け、地域ぐるみの子育て支援、子育て意識を高め家庭教育力の向上を図ることを目的に、各地域での子育て講演会、子育てサロンを実施しています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

以下に取り組むよう努めます。

- ・親子の交流や母親同士の交流を通して、孤立や虐待を防止するよう楽しむ内容を検討していたが、母親自身の学びの場にもなるような内容の検討
- ・数回開催する中で、一緒に何か作る、一緒に楽しむ、学ぶ（母親）ことが出来るような内容の検討
- ・広報誌やチラシで内容を周知による参加者の増加

#### ②親子いきいきふれあい事業

##### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

ひとり親家庭の児童・生徒を対象に、親子のふれあいと交流を目的に、休日に日帰りバス旅行を実施しています。

##### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

H26年度まで夏休みに実施していましたが、いろいろな行事等と重なる親子が多く参加者が減っているため、文化祭などの行事や天候などを考慮し、10月の土曜日から日曜日に実施をします。参加者全員での体験や会食というよりも、親子が自由に行動し楽しんで一日過ごしていただけるような内容で実施します。

### ③障がい者日中一時支援事業「なかよしキッズ」

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

障がいのある児童・生徒を、放課後や夏休み等の長期休暇等にお預かりしています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・心身障がい児、あるいは発達に何らかの問題があり支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作の習得及び集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切で、かつ効果的な指導及び訓練を継続的に行っていきます。
- ・複合児童福祉施設が完成したら、障がい児通所支援事業の放課後等デイサービス事業も併せて実施します（令和2年4月）。

### ④イクメン支援事業

#### ◆◆ 取組みの現状 ◆◆

仕事で忙しい父親が子どもとコミュニケーションを深め、育児・家事参画、子育てを楽しんでいただくことを目的に、平成24年度より実施しています。

#### ◆◆ 施策の方向 ◆◆

- ・歳末たすけあい募金事業で実施をしており、実施期間は11月～12月と定められているため、この時期ならではの内容も検討します。
- ・申し込みの際、母親の参加についての質問が多いため、原則父親の参加ですが、母親の参加方法についても検討します。